

第七十四回 帝國議會

# 映畫法案外一件委員會議錄(速記)第三回

(一一一〇)

付託議案  
映畫法案(政府提出)  
著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル  
法律案(政府提出)

會議

昭和十四年三月十三日(月曜日)午前十時三  
十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 星島 一郎君

理事福田 梯夫君

理事小泉 純也君

鶴見 祐輔君

木村 三郎君

野口 喜一君

伊藤 五郎君

江羅直三郎君

赤松 克麿君

小林 三郎君

坂下仙一郎君

木村 正義君

三木 武夫君

文部大臣 男爵荒木 貞夫君

内務大臣 侯爵木戸 幸一君

外務大臣 有田 八郎君

出席政府委員左ノ如シ

外務政務次官 清水留三郎君

内務政務次官 漢那 憲和君

内務參與官 中井 一夫君

内務書記官 町村 金吾君

文部參與官 野中 徹也君

文部省社會教育局長 田中 重之君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

映畫法案(政府提出)

著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案

(政府提出)

○星島委員長 ソレデハ前會ニ引續イテ再

會致シマス、本委員會ニ併託サレマシタル

著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ノ

政府ノ説明ヲ聽キマシテ、御説明ダケデ引

續イテ映畫法ノ質疑ニ歸リタイト思ヒマ

ス、一應政府ノ御説明ヲ御願シマス

三月十一日著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

○漢那政府委員 著作權ニ關スル仲介業務

ニ關スル法律案ノ提案理由及び法案ノ内容ニ付キマシテハ、先般本會議ニ於テ大體申

上げテ置キマシタガ、此ノ際更ニ具體的ニ申上げタイト存ジマス

我國ニ於キマシテハ、著作權ヲ尊重スルノ觀念ガ比較的ニ乏シク、爲ニ著作者ノ利益ガ害セラル場合ガ尠クナインデアリマス、併シナガ

テ文化ノ向上ト發展ヲ圖ル爲ニハ、著作者ノ権利ヲ擁護スルノ必要アルハ茲ニ申上ゲルマ

デモナイコトト存ズルノデゴザイマス、又我國デハ海外ノ著作物ヲ使用スル場合方相當

多イノデゴザイマスガ、一ツハ歐米カラ地

理的ニ遠隔ノ地ニ在リマシテ、外國ノ著作者ト交渉スルノニ甚ダ不便デアルト云フコ

トト、モウ一つハ外國トハ社會的的事情ヲ異

ニシテ居ルト云フコトガ原因トナリマシ

テ、我國デハ海外ノ著作物ヲ利用致シマス

ルニハ、色々ト不便ガアルノデゴザイマス、

左様ナ關係デ海外ノ著作物ヲ利用スル交渉

モ圓滿ニ進行セズ、勢ヒ種々遺憾ナル事態

ヲ發生致シテ居ルト云フ狀況デゴザイマス

ガ、斯ノ如キハ我國文化ノ發展ノ爲ニ極メ

テ憂フベキ事デハナイカト存ズルノデアリ

マス、斯様ナ實情ニ鑑ミマシテ、著作者ノ

利益ヲ尊重シ著作物ノ利用ヲ簡易ナラシメ

ンガ爲ニ、堅實ナル著作物利用ノ仲介機關

ノ發達ヲ促スコトガ、此ノ際甚ダ必要ナコ

トデハナイカト考ヘルノデゴザイマシテ、

此ノ見地ヨリ著作物ノ利用ノ仲介ヲ爲ス者

ヲ適當ニ制限シ、而シテ之ニ指導ト監督ト

ヲ加ヘンガ爲ニ、茲ニ本案ヲ提出スルニ至

ツタ次第デゴザイマス

本法案ヲ立案スルニ付キマシテハ、終始

著作家ノ團體ト連絡協議致シマシテ、十分

シテ行フ者モ亦、之ヲ著作權ニ關スル仲介

團ニ屬スル著作物ニ限ラレルノデハナカラ

業務ト看做シ、本法ノ適用ヲ受クルコトニ

ウカト考ヘテ居リマス

第二ノ點ハ、著作權ノ信託ノ引受ヲ業ト

シテ行フ者モ亦、之ヲ著作權ニ關スル仲介

團ニ屬スル著作物ニ限ラレルノデハナカラ

致シタコトデアリマス、現ニ世上テ行ヘレ  
テ居リマスル著作権ニ關スル仲介業務ヲ觀  
察致シマスルニ、多クハ信託ノ方法ニ依ツ

テ著作物ヲ管理シテ居ルノデアリマシテ、  
外國ノ實例等ニ徵シマシテモ、此ノ仲介業  
務ヨリ信託ヲ除外致シマスルコトハ、立案ノ  
趣旨ヲ沒却スル虞ガアルノデゴザイマス、  
斯様ナ必要ニ基キマシテ此ノ規定ヲ設ケル  
コトニシタ次第ゴザイマス

第三ノ點ハ、著作物ノ使用料ヲ定メルニ  
付キマシテ主務大臣ノ認可ヲ必要ト致シタ  
コトデゴザイマス、著作物ノ利用ニ關スル  
主要ナル問題ノ一つハ、此ノ著作物ノ使用  
料如何ト云フ點デゴザイマシテ、是ガ當不  
當ハ文化ノ普及ト云フ見地カラ最モ考慮ヲ  
要スル問題デゴザイマス、著作権者ト著作  
物ノ利用者トハ一見利害相反スルガ如キ立  
場ニアリナガラ、尙ホ兩者ハ最モ緊密ナル  
提携ト協調トヲ要スルモノデアリマスルガ  
故ニ、其ノ利害ヲ調和シ、著作物利用ノ圓滑  
ヲ期スルガ爲ニ、著作物ノ使用料ニ適當ナ  
ル監督ヲ加ヘルコトハ必要缺クベカラザル  
事柄トナツテ參ルノデゴザイマス、著作物ノ  
使用料規程ニ付認可制度ヲ設ケマシタノハ、

マシテ、著作権審査會ニ諸問スルト云フコトデゴザイマス、其ノ及ボス所ノ影響ノナルニ鑑ミマシテ、認可ニ關シ特ニ慎重ヲ期スルト云フ趣旨デゴザイマス。

第五ノ點ハ、著作物ノ使用料ニ付利害關係人ガ意見ノ具申ヲ爲シ得ル規定ヲ設ケタコトデゴザイマス、即チ著作權者ノ申請シタル著作物ノ使用料ニ關シ、著作物ノ利用者ニモ十分ニ意見ヲ申述ブル機會ヲ與ヘマシテ、以テ公平妥當ナル著作物使用料ヲ定メントスル目的ニ出デタノデゴザイマス、次ニ第六ノ點ハ、仲介業務ヲ爲ス者ニ對スル主務大臣ノ監督ニ關スル規定ヲ設ケタコトデゴザイマシテ、是ハ一般ノ事業監督ニ關スル例ニ據ツタモノデアリマシテ、特ニ申上ゲルマデモナイト存ジマス。

尙ホ最後ノ點ハ法律ニ違反シテ仲介業務ヲ爲シタル者其ノ法律ニ違反シタル者ヲ處罰スル規定ヲ設ケタコトデゴザイマスガ、ザイマスガ、何卒御審議ノ上可決アランコトヲ切望致シマス。

以上大體著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ノ要項ヲ御説明申上ゲタ次第デゴザイマスガ、何卒御審議ノ上可決アランコトヲ切望致シマス。

シテ、映畫法ニ關スル質疑ノ繼續ヲ致シタ  
イト思ニマス——鶴見右輔著

ナラヌト思フノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ付キシマシテ御伺シタイ、尙ホ本法ガ施

○鶴見委員 私ハ内務大臣ニ御質疑ヲ致シ

行サレマシタ後ニ於キマシテハ、假ニ一例  
ヲ以テ言ヒマスレバ、外國映畫ノ輸入或ハ

○星島委員長 ソレデバ鶴見サンノ御質問

日本映畫ノ輸出ニ當リマシテハ、先般モ寺尾貿易局長ガ比處ニ御臨席ニナリマシタガ、

委員ニ對スル御質疑モナイヤウデアリマス

是ハ假ニ配給業者或ハ販賣業者ガ組合ヲ作  
レ場合ニ於キマンテ、本法ハ取旨カラ見マ

ス、本法ハ文化立法カ産業立法カト申シマ

ハ聯合ニ於ケンシテ本邦ノ趣旨ヘシ見テ  
スレバ、内務省ノ監督ニナルヤウニモ思ハ  
シレバズクガ、貿易組合法ニヨリ關係ヲ見

文化立法ト思フノデアリマスケレドモ、多  
無詰是ハ三管ノ性質ニテ見テシ

レルハテスカ 貿易組合法ナロニ關係ヲ見  
マスレバ、商工省ノ所管ニモ屬スルヤウニ

分ニ産業的ナモノガ加味サレテ居ルヤウニ思フノデアリマス、例ヘバ日本「ファイル

思フノテスか、是等ノ點ニ付キマシテ計シ  
イ内容ヲ伺ヒタイト思フノデス

先般赤松君カラ一寸御尋ガアリマシタ

諸般ノ點ニ付キマシテハ、商工省ナリ、大  
藏省等三寶ハ、本法制定ニ至リマスレマデ相

テモ、商工省ハ相當今之ニ對シテ考ヘテ居

當ニ協議ヲ續ケテ參ツタノデアリマス、大  
豐七ノ去案、即承印ノ通り色々ノ現狀ニ立

ラレルヤウデアリマスガ、此ノ法案ニ付キ  
マシテ、商工省竝ニ大藏省トドノ程度ニ御

體此ノ法案ハ御承知ノ通り色々々ノ觀點ニ立  
ツテ立案ヲサレテ居ルノデアリマスガ、主  
トシテ產業的ノ方面ハ、此ノ法案カラハ除

交渉がアツテ、將來產業的方面ニ起リマス  
問題ニ付キマシテ、ドウ云フ程度ノ連鎖ガ

トシテ商業的ノ方面ハ、此ノ法案カラハ除  
外スルト云フヤウナ考ヘ方ニ立脚致シマシ  
テ立案サレテ居ルノデアリマス、造テ第一

シタイ點ハ、輸入ハ主トシテ大藏省ガ取扱  
ツテ居ラレル、サウスルト假ニ外國映畫ノ  
輸入ノ「ファイルム」ノ制限ニ關シマシテモ、  
今後アルノデアリマセウカ、詰リ私ノ御宿

テ立案サレテ居ルノデアリマス、隨テ第一ニ御尋ニナリマシタ生「ファイルム」工業ノ問題ノ如キニ付キマシテハ、商工省ト私ノ方トハ相當ニ協議ハ重ネテ居ルノデアマリスケレドモ、御承知ノ通リ商工省ニ於テハ、我

#### 第四ノ點ハ、著作物使用料ノ認可ニ際シ

國ニ於ケル生「ファイルム」工業ノ確立ノ爲ニ  
從前カラ相當御努力ニ相成ツテ居ルノデア  
リマス、マダ其ノ内容ニ於キマシテ、或ハ  
量ニ於キマシテ十分我國ノ需要ヲ完全ニ満  
タス程度ニマデハ進ンデ居ラナイノデアリ  
マスケレドモ、茲ニ輸入ノ制限ニ當面致シ  
マシテ非常ナ勢ヲ以テ當該ノ會社ニ於キマ  
シテ努力ヲサレテ居リマスノデ、恐ラク遠  
カラザル將來ニ於テ我國ニ於ケル生「ファイルム」工業ノ問題ハ解決サレルニ至ルデア  
ラウト云フコトヲ、商工省當局ニ於テ言明  
シテオキデニナルヤウデアリマス、私共モ  
大體ソレヲ信ジマシテ今後商工省方面ト一  
層緊密ノ連繫ヲ取リマシテ、業界ノ發展ニ  
援助致シテ參リタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノ  
デゴザイマス。

ソレカラ尙ホ次ノ大藏省トノ關係、殊ニ  
輸入ノ許可ノ問題ニ關聯致シマシテ、映畫  
法デ考ヘテ居リマス配給ノ制限ノ問題ト  
ハ、見様ニ依リマシテハ殆ド内容ヲ等シ  
クスルモノトモ考ヘラレルノデアリマス、  
御承知ノ通り今日ノ時局下ニ於キマシテ  
ハ、爲替管理ノ發動ニ依リマシテ、外國  
映畫ノ輸入ハ非常ニ強ク制限ヲサレテ居  
ルノデアリマス、事變ノ始マリマシタ當  
初ニ於キマシテハ、當分外國映畫ノ輸入ハ恐  
居ルノデアリマス、是ト配給ノ制限ノ問題  
ハ、結局スル所非常ニ關係ガ深イノデアリマ  
ス、内務省ガ此ノ法案ノ運用ニ當リマシテ  
於キマシテハ、大藏省ト特ニ密接ナ連繫ヲ  
取ツテ參ラナケレバナラヌト考ヘテ居リマ  
スシ、尙又假ニ爲替管理法ノ制限ガ今日以  
上ニ緩和サレタ場合ニ於キマシテモ、當然  
大藏省當局トハ十分連繫ヲ取ツテ參ラナケ  
リマス、今後斯様ナ問題ニ付キマシテ關係  
各省トノ關係ヲ最モ圓滑ニ致シマシテ、業  
者ニ與ヘル不便ト云フヤウナモノ出来得  
ル限リ少ク致シマス爲ニ、吾々ト致シマシ  
テハ、各關係官廳ニ於キマシテ當該事務ヲ  
取扱ツテ居リマス者ノ謂ハバ連絡委員會ト  
云フヤウナモノヲ、本法ノ運用ニ當リマシテ  
ハ設置致シマシテ、此ノ連絡委員會ヲ十分圓  
滑ニ活用致シマシテ、斯様ナ問題ニ付キマシ  
テ各省岐レノニナツテ居ルコトカラ起リ  
マス、又從來ノ映畫ニ關スル法制ニ比ベマ  
スル諸般ノ障碍ト云フモノヲ除去致スコ

トニ努メタイト考ヘテ居ルノデアリマス  
ラク禁止サレルノデハアルマイカト云フ風  
ニ考ヘテ居ツタノデアリマシテ、其ノ後ノ  
事情ノ變遷ニ依リマシテ、或ル程度ノ輸入  
ガ許可ヲサレタト云フヤウナコトニナツテ  
居ルノデアリマス、是ト配給ノ制限ノ問題  
ハ何如カト思ツテ居リマス、恐ラク商工省  
ノ御考ト致シマシテハ、斯様ナ組合ニ關係  
致シマスコトハ商工省ガ之ヲ專管サレルト  
ハ、爲替管理法ノ發動サレテ居リマス間ニ  
於キマシテハ、大藏省ト特ニ密接ナ連繫ヲ  
取ツテ參ラナケレバナラヌト考ヘテ居リマ  
スシテモ實質的ニハ之ニ關與スルコトニ相  
成リマスノデ、此ノ點ニ付キマシテモ、先  
程申上ゲマシタ連絡委員會等ヲ活用致シマ  
シテ、十分商工省トノ關係ヲ圓滑ニ致シテ  
參リ、業者ノ不便ヲ出來ル限リ少ク致シタ  
イ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス  
○星島委員長 尚ホ此ノ點ニ付キマシテハ  
續イテ質問申シダイノデアリマスケレドモ、  
只今内務大臣ガ御出席ニナリマシタカラ、  
鶴見君ニ發言ヲ許シマス

○鶴見委員 私ハ本法案ノ重要性ニ鑑ミマ  
シテ根本ノ問題ニ付テ先づ内務大臣ニ御伺  
致シテ置キタイノデアリマス、ソレハ此ノ  
際映畫法ト云フモノガ獨立ノ法案トシテ提  
出サレマシタコトハ、政府ニ於テ映畫ノ社  
會的、文化的、政治的ノ重要性ヲ御認識ニ  
ナツタモノトシテ洵ニ欣幸ト致スノデアリ  
マス、又從來ノ映畫ニ關スル法制ニ比ベマ  
スルノデアリマス、デアリマスカラ映  
画ニ對スル政策、或ハ只今御説明ヲ戴  
キマシタ著作權ニ對スル政策ト相並ンデ、  
ノト思フノデアリマス、デアリマスカラ映

ノ國家ノ映畫國策ト云フモノガ議會ニ提出ヲサレテ制度化サレマス爲ニハ、其ノ前提條件トシテ其ツテ居ラナケレバナラナイモノト思フノデアリマス、現ニ歐米各國ニ於キマシテハ、又支那ニ於テスラ、映畫ニ關スル國策ガ積極的ニ決ツテ居リ、如何ニシテ映畫ヲ利用シテ、其ノ國ノ文化ヲ向上セシメ、教育ヲ普及シ、或ハ其ノ國ノ產業ヲ振興スルカ、各般ニ瓦リマシテ、其ノ國策ノ決定ヲ致ス是ガ爲ノ特別ノ機關スラ出來テ居ルト思フノデアリマス、故ニ今日ノ日本ノ東亞新秩序建設ト云フ偉大ナ事業ニ邁進シテ居ル此ノ際ハ、殊ニ新興ノ業デアル映畫ニ對シ、國家トシテハ明瞭ナル國策ヲ決定致スベキモノデアルト思フノデアリマス、斯ノ如キ國策ガ定ツテ居ヅテ、之ニ必要デアル所ノ映畫法ト云フモノガ制定セラレルノガ順序デアルト私共ハ考ヘルノデアリマスガ、本法律案ノ内容ヲ見マスト、積極的ナ規定ト見ルベキモノハ洵ニ二三ニ過ギナイト思フノデアリマス、例ヘバ良キ映畫ハ之ヲ選奨スル、或ハ文化的ニ價值ノアル映畫ハ之ヲ強制的ニ上映セシムルト云フニ點ヲ除キマシテハ、特ニ積極性ノ見ルベキモノガアルトハ思ハレナイノデアリマシテ、大體

ニ於テ本法律ハ消極的ナ性質ヲ持ツテ居ル所ノ取締規定デアルトス様ニ考ヘラレルニ當面ヲ致サレタノデアリマスカラ、根本的ニ國策ヲ検討樹立サレル邊ノナカツタコトハ吾々モ深ク之ヲ諒ト致シマス、又本法立案者ノ間ニ於カレマシテ映畫法ニ一步デモ早ク之ヲ進メテ置キタイト云フ精神ノ爲ニ本法ヲ提出サレタノデアラウト云フコトハ勿論之ヲ深ク多ト致シマス、併シ映畫自身ノ社會的、政治的、經濟的ノ重要性ト云フモノヲ十分ニ御認識ニナツテ居ルノデアルナラバ、何レカノ時期ニ於テ根本的ナ映畫國策ト云フモノガ決定サレネバナラズ又映畫國策ヲ實行スル所ノ政府ノ機構ガ新シク出來上ヲナケレバナラナイモノト思フノデアリマス、又斯クアルコトヲ私ハ衷心カラ希望致スノデアリマス、隨テ此ノ觀點カラ致シマシテ私ノ内務大臣ニ御伺致シタイコトハ、映畫ノ重要性ヲ十分ニ御認メニナツテ居ルカ否カヲ御伺致シタイ、其ノ事ニ付テノ御聲明ヲ伺ビタイ、サウシテ若シ映畫ノ新聞紙或ハ「ラヂオ」ト相竝ブ重要性ヲ御認ヌニナルノデアルナラバ、其ノ映畫國策ト云フモノハ早晚作ラナケレバナラヌモノデアルト云フ御考ヲ持ツノデアルカドウカラ

御伺致シタイ、サウシテ第三ニ若シ其ノツノ點ニ於テノ御意見ガデアリマスナラバ、本法案ハ其ノ根本的ナ映畫國策ノ決定マデノ過渡的ノ規定デアル、映畫ニ對スル法制ノ完備ヲ要スルガ故ニ、一日モ之ヲ忽セニズルヲ得ナイカラ、本法案ハドウシテモ成立サスベキモノデアツテ、此ノ映畫法ダケヲ以テ満足ヲ致スベキモノデハナイト思ヒマス、此ノ點ニ關シテ先づ内務大臣ノ御考ヲ伺ツテ置キタイト思フノデアリマス

政府ハ必ズシモサウ考ヘテ居ナイノデアリ  
マス或程、一寸御覽ニナリマスト、此ノ  
法案ハ極メテ消極的ニ見エルノデアリマス  
ガ、映畫國策ヲ樹立致シマスニ付テノ根幹  
トシテハ、今日ノ時期ニ於テハ兎モ角モ此  
業及ビ配給業ノ今マデノ成立カラ見マシテ  
モ、是等ニ對シテハ相當ノ整備モ致サナケ  
レバナラズ、統合、合理化モシナケレバナ  
ラヌ點ガアルノデアリマス、是等ト相俟チ  
マシテ、其ノ目標ハ、本法案ノ第一條ニ掲  
ゲマジタヤウニ、國民文化ノ進展ニ置イテ  
居ルノデアリマスカラ、漸次映畫國策ガ進  
展致シマシテ、或ル種ノ段階ニ達シマシタ  
場合ニ於テ、本法案ノ不備ヲ補ヒ、或ハ法  
律ニ依ラズシテ他ノ方法ニ依リ、映畫ヲ更  
ニ更ニ高イ標準ニ上ゲテ行クコトハ、常ニ  
政府ノ努メル所デアリマス、差當リ是等ノ  
規定ヲ以テ、映畫國策ト申シマスカ、映畫  
ノ製造、配給業ノ根幹ト爲シテ居ルト云フ  
意味ニ於テ、過渡的デアルトハ考ヘテ居ナ  
イ次第デアリマス、唯一刻モ早ク此ノ法律  
ヲ作リマシテ、其ノ基礎ノ上ニ今後有ユル  
ル發達、隨テ國民文化ノ進展ニ寄與シヨウ、

○鶴見委員　過渡的ト云フ文字ニ私ハ拘泥致ス譯デハアリマセヌガ、本法案ニ依ツテ將來益々映畫國策完成ノ過程ノ上ニ貢獻セシムルト云フ御考デアルコトハ分ツタノデアリマス、併シ私ノ所期致シマス映畫國策ト云モノハ、本法案ニ出テ居ルヤウナ程度ノモノデハナインデアリマス、只今御話ノヤウニ、日本ニ於テハ映畫製造業者或ハ興行者ノ亂立ノ弊ヲ見テ居リ、又基礎モ薄弱デアルカラ、本法案成立ニ依ツテ是等ノ者ガ次第ニ併合セラレ、是ヨリ鞏固ナル業者ガ發生スルデアラウト云フ意味ニ御答辯ガアリマシタガ、其ノ意味ニ於テハ、本法案ハ非常ニ役立ツデアラウト思フノデアリマス、併シナガラ映畫ノ將來ヲ考ヘて見マスト、果シテ映畫ガ民間ノ自由企業トシテ放任セラルベキモノデアルカ、或ハ完全ナ政府ノ事業トシテ經營セラルベキモノデアルカ、或ハ其ノ中間ヲ行ク半官半民ノ制度ニ依ルカ、丁度伊太利ノ「リューチエ」ガヤツテ居リマスヤウナ、半官半民ノ制度ニ依ツテ、是ガ健全ナ發達ヲ所期スベキモノデアルト尙ホ私ハ逐條的ノ質問ノ際申上ゲル積リデ

アリマスガ、其ノ映畫ノ監督、即チ檢閱ニ  
依ル監督ナドニ至リマシテモ、將來此ノ國  
策ガ決定シテ參ルト、非常ニ重大ナコトニ  
ナツテ參ルト思ヒマス、監督如何ニ依ツテ  
ハ、映畫ヲ通ジテ其ノ國民ノ文化及ビ思想  
ヲ指導スルコトガ出來ルヤウナ位置ニナル  
ノデアリマスカラ、只今内務大臣ノ、映畫  
ハ眼ニ依ル刺戟デ、寧ロ新聞ヨリモ強ク刺  
戟ヲスルト云フ點ヲ御認メニナツタコト  
ハ、洵ニ私ハ此ノ映畫ノ本質ニ付テノ御諒  
キモノデアリマスガ故ニ、此ノ映畫ノ監督、  
映畫ノ檢閱ガ國民文化ヲ指導スル、或ハ國  
民ノ思想ヲ指導スル非常ナ重要性ヲ持ツテ  
参リマス、ソレハ單純ナル小サイ機構デハ  
中々シ難イノデアリマス、私ノ映畫ノ根本  
國策ト申シマシタノハ、此ノ法律ヲ段々ニ  
改正スルダケデハ、國策ノ遂行ガ出來ナイ  
コトニナツテ來ルノデハナイカ、ソレハ餘  
リニ明瞭デアルカラ、私ハ本案ヲ輕視スル  
意味ニ於テ過渡的ト申上ゲタノデハナイノ  
デアリマス、ドウシテモ本法案ノ如キモノデ  
ガ必要デアルガ、映畫國策ハヨリ廣キ基礎  
ノ上ニ建設セラレナケレバナラナイモノデ  
アルコトノ御諒解ヲ得レバ、私ノ只今ノ第  
一ノ質問ノ趣旨ハ徹底スルノデアリマス、

○木戸國務大臣　只今御詫ノ點ハ十分了承致シマシタ、要スルニ今日ノヤウナ企業會社デ之ヲヤツテ居ツテハ到底イカヌノデ、最後ニ至レバ何等カノ統制ヲ持ツタ強力ナル國策會社ニスルトカ、或ハ只今御詫ノヤウナ半官半民ノモノニスルト云フ御考デアリマスガ、ソレ等ニ付テハサウ云フ御意見モ隨分アルコトヲ私共モ承知シテ居リマスシ、ソレガ行キ方ノ一ツデアルトモ考ヘラレルノデアリマス、唯今日政府ト致シマシテハ、ソコマデノ所謂國策ノ決定ヲ致シテ居ル次第デアリマセヌ、唯見透シト致シマシテ、サウ云フ御意見ノアリマスノハ十分尊重シテ考慮シタイト思ヒマス、根本ニ於キマシテ映畫ガ重要デアリ、國民文化ノ進展ニ對スル役割ニ付テノ鶴見サンノ御意見ニハ、全然同感ナノデアリマス

○鶴見委員　只今ノ御答辯デ、私ハ大體此ノ點ニ關スル質問ハ満足致シマス

第二ニ内務大臣ニ御伺致シタイト思ヒマスコトハ、本法案ノ中ニハ出テ居リマセヌガ、非常ニ重要ナ點デアリマスカラ内務大臣ニ御伺ヲ致シテ置キタイノデアリマス、ソレハ何デアルカト申シマスト、日本ノ故

送事業ハ、「ラヂオ」ヲ逸早ク政府ノ統制ノ  
下ニ造ラレマ。シタ爲ニ、例ヘバ亞米利加ニ  
於ケルガ如キ弊害モナク、洵ニ結構デアツ  
タト考ベテ居ルノデアリマス、即チ日本ノ  
「ラヂオ」ハ政治ト廣告ヲ禁ジテ、ソレ以外  
ノ文化的、教育的、或ハ社會娛樂的ノ目的ニ  
使ハレテ居ルコトハ非常ニ結構デアルト思  
フノデアリマス、併シナガラ同時ニ「ラヂオ」  
ノ一番重要ナ機能ガソレガ爲ニ妨ゲラレテ  
居ル、ソレハ何デアルカト云フト、日本ノ  
「ラヂオ」ハ全然政治カラ切離サレテシマツ  
テ居ルト云フ點デアリマス、即チ時ノ政府、總  
理大臣ガ施政方針ノ如キモノヲ御發表ニナル  
以外ハ、政治的ニ、之ヲ利用サセテ居ラナイ、  
マスカラ、政府ダケハ「ラヂオ」ヲ使ヘル  
ケレドモ、政府以外ノ者ニハ「ラヂオ」ハ全  
然使ヘナイ事情ニナツテ居ル、然ルニ亞米利  
加、獨逸、伊太利、佛蘭西等ニ於キマシテ  
ハ、政治的ニ最モ之ヲ有效的ニ使ツテ居リ  
マスル爲ニ、國民ノ政治的ノ教育ヲ向上シ  
或ハ又政治的ノ問題ノ理解ヲ進メテ居ルト  
思フノデアリマス、之下同ジヤウニ映畫ガ  
政治的ニ用ヒテ效果ガアルコトハ、「ラヂオ」  
以上デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマ  
ス、現ニ亞米利加ノ大統領「ルーズベルト」

ト云フ人ハ殆ド亞米利加ノ歴史始マツテ以來ノ壓倒的ナ勝利ヲ以テ當選致シマシタ、其ノ大半ノ理由ハ彼ガ「ラヂオ」演説ガ上手デアル、殊ニ映畫ノ中ニ現ハレテ來ル彼ノ演説ト表情ガ非常ニ良イコトガ彼ノ地位ヲ作ツテ居ルト思フノデアリマスガ、若シ此ノ映畫法ノ規定ガ非常ニ嚴格ニナリマシテ、政治ニ關スルモノハ全然之ヲ利用サスコトハ出來ナイ、即チ政治以外ノ文化的ノモノ、娛樂的ノモノダケニ之ヲ使ハスノダト云フ方針ガ、餘リニ嚴格ニナツテ參リマスト、此ノ映畫自身ノ持ツテ居ル非常ニ重大ナ社會的使命ノ一班ヲ失フコトニナルノデハイカ、「ラヂオ」ノ場合ニ於キマシテハ、之ヲ政治ニ利用スルト云フコトニハ非常ニ取締上ノ困難ガアルノデアリマス、即チ話ス人ガ話ス時マデハ何ヲ話スカ分ラナイカラ取締ルコトガ困難デアリマス、映畫ニ至ツテハ之ヲ映畫ニ作ツテ後ニ當局者ニ於テ之ヲ檢閱シテカラ一般公衆ニ見セテモ善イカ惡イカ決定スルノデアリマスカラ無害ナル所ノモノト考ヘラル場合ニハ、政治上ノ目的ニモ映畫ヲ許ス云フコトノ方ガ、國民ノ政治教育ノ上カラ申シマシテモ、或ハ國策ヲ國民ニ徹底セシメル上カラ見マシテモ、非常ニ大切ナコトデアラウト

思フノデアリマス、是ハ本法ノ條項ノ中ニハ現ハレテ居ラナイコトデアリマスガ、從來ノ「ラヂオ」ニ對スル日本政府ノ取締ガ餘リニ嚴重デアル實際上ノ狀況ニ鑑ミマシテ、此ノ映畫法成立ノ際ニ當リマシテ、私ハ當局大臣トシテノ内務大臣ハ、政治ト云フモノヲ全然映畫カラ排斥セラレル御積リデアルカ、或ハ只今申上ゲマシタヤウニ、適當ナル監督ノ制度ニ依ツテ之ヲ政治ニモ利用スルト云フコトヲ御認ニナル御方針デアルカヲ先づ伺ツテ置キタイト思フノデアリマス

○木戸國務大臣 此ノ問題ハ言葉ノ文デ中中ムヅカシイ所ガアルト思フノデアリマス、從來ハ映畫ヲ政治ニ利用スルコトニ付キマシテハ、大體新聞ノ取締取扱ト同ジヤウナ起リ易イノデ、只今私ガ長々ト「ラヂオ」ノ例ヲ引キマシタノハソレデアリマシテ、政策ノ總理大臣ハ自分ノ政治政策ヲ「ラヂオ」デ發表シテ宣シイ、併シナガラ政府ノ政策致シマス精神總動員運動ノ映畫ニ付テ之ヲ「トーキー」デ撮ルト云フヤウナ、國策ニ副ウテ行ハレマス所ノ所謂政治教育的ナ

テ居リマス、今後ト雖モ此ノ點ニ付テハ左程特殊ナ嚴格ナ方針ヲ執ル考ハ持ツテ居リマセヌ、唯政治ト云フコトカラ行キマシテ、色々ノ意味ニ於テ政爭的ナ意味ニ用ヒラレルコトハ是ハ勿論取締ラナケレバナラスト思ヒマス、要スルニ此ノ法案ノ趣旨ガ國民文化ノ進展ト云フ意味ニ於キマシテ、此ノ文化ノ進展ト云フ意味ニ於テ國民ノ政治教育ト云フヤウナコトニ付テハ無論考慮致シテ行カナケレバナラスト思ヒマス、是ハ言葉ノ——各頭ニアリマスル範圍ガ色々ニ違ツテ參リマスガ、大體サウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○鶴見委員 只今ノ御説明デマダ私ノ腑ニ落チナイ點ハ、日本ニ於テ政治ト言ヘバ、政府ノ致シテ居ル政治ダケハ許スガ、政府以外ノ政治ハ許サナイト云フヤウナ感ジガ起リ易イノデ、只今私ガ長々ト「ラヂオ」ノ例ヲ引キマシタノハソレデアリマシテ、政策ノ總理大臣ハ自分ノ政治政策ヲ「ラヂオ」デ發表シテ宣シイ、併シナガラ政府ノ政策致シマス精神總動員運動ノ映畫ニ付テ之ヲ「ラヂオ」ヨリ少シ裕トリノアルヤウニ此ノ映畫ト云フモノヲ御取扱ニナツタ方ガ、却テ國運ノ進展ニ寄與スルノデハナイカラ、斯様ニ御伺致シテ居ル譯デアリマス

○木戸國務大臣 私ノ御答致シマシタ言葉ガ少シ足リナカツタノデアリマスガ、私モ當時ノ政府ノ者ノミ認メ、在野ノ者ハ認メナイト云フヤウナ考ハ持ツテ居リマセヌ、

在野デアリマシテモ、其ノ政治的ノ問題ガ、只今御話ノヤウニ、直接政争的ナモノデナク所謂廣イ意味ノ政治教育ト申シマスカ、政治ノ常識ヲ與ヘルヤウナ意味ニ於テノ映畫ト云フモノハ、是ハ勿論認メル考デアリマス

○鶴見委員 大體只今ノ御説明デ諒承致シマシタ

次ニ私ハ本法案ノ法文ニ付テ御伺ヲ致シテ見タイト思フノデアリマス、第一ニ御伺致シタイコトハ、本法十四條及ビ吾々ノ手許ニ參ツテ居リマスル命令案ノ第七ニ出テ居ル點デアリマス、即チ「映畫ハ命令ノ定ムヲ上映スルコトヲ得ズ」即チ官廳ノ檢閱制度ト云フ點デアリマス、是ハ從來施行サレテ居リマシタ活動寫眞「フィルム」檢閱規則即チ大正十四年ニ出テ居リマスル内務省令ノ第一條ニモ大體現ハレテ居ルノデアリマスルカラ、特ニ新シイコトデハアリマセヌケレドモ、併シ此ノ業法全體ヲ通ジマシテ、此ノ點ガ一番大切ナ點ト思ヒマスノデ、此ノ點ニ付テ御伺シテ見タイト思フノデアリマス、一國ノ文化ヲ或ハ思想ヲ作ツテ參リマス印刷トカ「ラヂオ」トカ映畫ト云フヤウモノ

ガ一番大キナ拘束ヲ受ケルノヘ、政府ノ檢閱

制度デアルコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマス、最近ニ至リマシテ印刷ニ依ル檢閱ハ

餘程全世界ニ於テ寛大ニナツテ居リマスルケレドモ、「ラヂオ」如キハ只今デモ非常ニ日本デハ嚴格ナ檢閱ヲ致サレテ居ル、然ル

ニ今回ノ法律ヲ拜見致シマスト、映畫ノ檢閱ト云フモノガ果シテドノ程度ノモノトナルカト云フコトガ、是ガ將來ノ日本ノ

映畫ノ進運ニ關スル致命的ナ重大ナ點デハナイカト考ヘルノデアリマス、デアリマスルカラ映畫國策ト言ヒ、或ハ映畫立法ト言

恐ラクハ御同感ヲ戴ケルト思フノデアリマ

シテ見レバ、此ノ重大ナ映畫ノ生命ヲ預ツ

テ居ルノガ實ハ檢閱官デアルト云フコトモ

恐ラクハ御同感ヲ戴ケルト思フノデアリマ

ス、サウ致シマスト、具體的ニ御伺致シタ

フ其ノ名ハ洵ニ堂々タル抽象的ノモノデア

リマスケレドモ、併シ煎ジ詰メテ見レバ、

其ノ映畫自身ガ一般公衆ノ眼ニ觸レルカド

ウカト云フコトハ、政府當局ノ檢閱ニ合

スルカ否カデ決定ヲ致スノデアリマスカラ、

致シマスルト、此ノ重大ナ文化ノ内容ヲ成

ス所ノ映畫ト云フモノノ生命ヲ握ツテ居ル

ノハ檢閱官デアル、斯様ナコトニナツテ參

ルト思フノデアリマス、隨テ檢閱官ノ頭腦右セラレルノデアル、斯様ナコトニナツテ

此ノ映畫法案ノ最モ重大ナ急所ニナツテ參

ルト思フノデアリマスガ、ソコデ私ガ主務大臣トシテノ内務大臣ニ御伺致シタイノハ、

既ニ大臣ハ、映畫ガ印刷、「ラヂオ」ト相並ブ

ト云フコトヲ御認ニナツタノデアリマス、

文化進展、國策決定ノ三大機關ノ一ツデアル

シテ見レバ、此ノ重大ナ映畫ノ生命ヲ預ツ

テ居ルノガ實ハ檢閱官デアルト云フコトモ

恐ラクハ御同感ヲ戴ケルト思フノデアリマ

ス、サウ致シマスト、具體的ニ御伺致シタ

フ其ノ名ハ洵ニ堂々タル抽象的ノモノデア

リマスケレドモ、併シ煎ジ詰メテ見レバ、

其ノ映畫自身ガ一般公衆ノ眼ニ觸レルカド

ウカト云フコトハ、政府當局ノ檢閱ニ合

スルカ否カデ決定ヲ致スノデアリマスカラ、

致シマスルト、此ノ重大ナ文化ノ内容ヲ成

ス所ノ映畫ト云フモノノ生命ヲ握ツテ居ル

ノハ檢閱官デアル、斯様ナコトニナツテ參

ルト思フノデアリマス、隨テ檢閱官ノ頭腦右セラレルノデアル、斯様ナコトニナツテ

等トカ四等トカデ、伺フ所ニ依レバ屢々警察部長ニ御轉出ニナル、サウスルト折角オナ

レニナツタ方々ガ直グ此ノ映畫ノ仕事カラ離レテシマフ、シテ見レバ實際映畫ノ檢閱

ヲサレテ居ル人ハ或ハ事務官ノ方、或ハ其ノ下ニ居ラレル屬官ノ方デアル、サウスル

ト堂々タル映畫法案トシテ社會ニ出シテ置

キナガラ、實際ハ其ノ生命タル檢閱ノ仕事

ハ極ク少數ノ方々ニ御任セニナル、斯ウ云

テ居ルノガ實ハ檢閱官デアルト云フコトモ

恐ラクハ御同感ヲ戴ケルト思フノデアリマ

ス、サウ致シマスト、具體的ニ御伺致シタ

フ其ノ名ハ洵ニ堂々タル抽象的ノモノデア

リマスケレドモ、併シ煎ジ詰メテ見レバ、

其ノ映畫自身ガ一般公衆ノ眼ニ觸レルカド

ウカト云フコトハ、政府當局ノ檢閱ニ合

スルカ否カデ決定ヲ致スノデアリマスカラ、

致シマスルト、此ノ重大ナ文化ノ内容ヲ成

ス所ノ映畫ト云フモノノ生命ヲ握ツテ居ル

ノハ檢閱官デアル、斯様ナコトニナツテ參

ルト思フノデアリマス、隨テ檢閱官ノ頭腦右セラレルノデアル、斯様ナコトニナツテ

ニ勝手ニ「カット」サレルカラ危イト云フ  
トカラ大事ヲ取ツタ映畫バカリ出來テ來ル  
ト云フコトニナリマスト、茲ニ社會全體ノ  
大キナ進運ガ、非常ニ狭イ管ヲ通ツテ來ル  
コトニナリマスカラ、此ノ重大ナ映畫ノ進  
歩發達ニ大變ナ障碍ヲ起スノデハアルマイ  
カ、デアリマスカラスノ如キ重大ナル映畫  
法案ヲ御制定ニナツテ之ヲ實行ニナリ、只  
今内務大臣ノ仰セノヤウニ其ノ重大性ヲ十  
分ニ御認識ニナルト云フコトデアルナラバ、  
此ノ檢閱制度ノ機構自體ニ付テ、ドウ云フ  
御成策ヲ御持チニナツテ居ルカラ伺ヒタイ  
ノデアリマス

フ方法ニ依リマシテ「シリナリオ」ヲ大體提出  
サセマシテ、能ク其ノ内容ヲ見ル、ソレカラ  
ヲ付ケルヤウニ致シマシテ、今日ノヤウニ  
後カラ追ツカケ追ツカケ餘リ自信ノナイモ  
ノヤ、其ノ場限リノモノヲ出サナイヤウニ  
スル、要スルニ映畫其ノモノノ筋書ナリ、  
又其ノ中ニ盛ラレマス所ノ文化的意義ヲ高  
ク上げテ行クト云フコトニ依リマシテ、事  
後ノ檢閱ニ付テハ只今ノヤウニ左程権限ヲ  
與ヘル必要ハナイト考ヘテ居リマス、尤モ  
ソレニ致シマシテモ只今ノヤウナ實情デ  
ハ、文化的ナ使命ヲ果スト云フコトニ付テ  
ハ勿論支障ガアルト存ジマスガ、今日ノ實  
際ノ問題ト致シマスト、中々豫算モサウ取  
レルモノデハアリマセヌ、此ノ點ニ付テハ  
中々御希望ノウナヤ非常ニ優秀ナ檢閱官ヲ  
揃ヘルコトニ付テハ可ナリノ困難ガアルト  
存ジテ居リマス、率直ニ申上ゲレバサウナ  
ルノデアリマス、唯今申上ゲマシタヤウニ  
政府トシテハ寧ロ檢閱ニ重點ヲ置カズ、モ  
ツト文化的ニ——第一製作者ノ頭ナリ、製  
作者ノ能力ナリ、ソレカラ餘裕ヲモツト與  
ベル」ヲ上ゲテ行クコトニ依リマシテ、此  
ヘルト同時ニ、事前檢閱ニ依リマシテ「レ  
フ問題ハ解決スベキモノデアル、檢閱ニ餘

○鶴見委員 檢閲ニ餘リ重キヲ置カナイ、  
詰リ成ベク寛大ニスルト云フ御意見デアル  
ト存ジマスガ、ソレハ洵ニ結構ナコトデア  
ルト存ジマス、併シ私ハ重ネテ尙ホ大臣ニ  
特ニ御願ヲ致シテ置キタイコトハ、國費多  
端ノ際デ御困難トハ存ジマスガ、今日ノ豫  
算ヨリハ少クトモ御殖ヤシニナツテ、檢閲  
官自身ガ非常ニ高尙ナ、一生ノ事業トンテ、  
安心シテ此ノ道ニ御精進ナサレルヤウニシ  
テ、檢閲官ヲシテ居レバ其ノ儘デ榮進ヲシ  
テ行カレルヤウナ途ヲ御考ヲ戴イテ、檢閲  
事業ニ障碍ノ起ラナイヤウニシテ戴キタイ  
ト思フノデアリマス、是ト關聯ヲ致シマシ  
テ私ハ内務大臣ニ御伺致シタイコトハ、佛  
蘭西トカ獨逸トカ或ハ亞米利加等ニ於キ  
シテハ、檢閲官ノ中ニ官吏以外ノ者ヲ非常  
ニ採用致シテ居リマス、ソレハ先程申上ゲ  
マシタヤウニ、何處ノ國ニ於キマシテモ、  
官吏ノ性質トシテ 非常ニ事ヲ慎重ニ期ス  
ルト云フコトガ大切ナコトデアリマスカ  
ラ、其ノ美點ガ又一方デ弱點ニナリ易イ、  
故ニ斯ノ如キコトヲ避ケル爲ニ、比較的自  
由ナ位置ニ在ル人々ヲ檢閲官ノ中ニ採用ヲ  
致シテ居ルヤウデアリマスガ、斯ノ如キコ

トモ多少御參酌ニナリマシタナラバ、或ハ  
映畫事業ノ進歩ト並行スルヤウナ檢閱制度  
ガ行ハレテ行クノデハナイカトモ思フノデ  
アリマス、今大臣ハ檢閱ニ付テハ重キヲ置  
カヌト仰シヤイマシタガ、亞米利加ノ如キ  
アア云フ比較的自由ナ國ニ於テモ、檢閱ヲ  
非常ニ重要視シテ居ルヤウデアリマス、デ  
大統領ノ候補者ト言ハレタ「ウイルヘイス」  
ガ遞信大臣ノ位置ヲ捨テ映畫事業ノ中心  
人物トナツタノハ、ドウシテモ大人物ガ映  
畫事業ニ坐ツテ居ナイト、亞米利加ノ檢閱  
制度ガ餘りヤカマシイモノデアリマスカ  
ラ、其ノ間ノ調節ヲ取ル爲デアツタノデア  
リマス、是ハ亞米利加ノミニ限ラナイヤウ  
デアリマスカラ、大臣ガオ居デノ間ハ今ノ  
御考デ行カレルデアリマセウガ、併シナガ  
ラ將來如何ナル大臣ガ御見エニナルカモ分  
リマセヌシ、其ノ時ニ檢閱ト云フ大キナ利  
モ今申上ゲタヤウナ融通性ヲ御考ヲ戴キタ  
イ、今一ツ御伺シタイコトハ、例ヘバ獨逸  
ニ於キマシテ、映閱ニ對シテ不服ノアル場  
合ニハ控訴出來ルヤウニナツテ居リマス、  
又伊太利ニ於テモヤハリ抗告スルコトガ出

來ルヤウニナツテ居リマス、ソレマデニシ  
テ此ノ檢閱制度ニ過チナカラシコトヲ期シ  
テ居ルヤウデアリマスガ、此ノ點ニ付テハ  
如何ニ御考ニナリマセウカ

○木戸國務大臣 只今ノ檢閱官ノ構成等ニ  
付テノ御尋デアリマス、是ハ勿論私ガ申上  
ゲマシタノハ大體ノ方針デアリマシテ、檢  
閱官ノ中ニ文藝的ナ諒解ヲ持ツ人間ガ居リ  
マスコトハ勿論必要デアリマス、又現在デ  
モ必要ガアリマスト、ソレハ専門家ノ意  
見ヲ徵シテ慎重ヲ期シテ居ル次第デアリマ  
ス、今後トモ只今御話ノヤウナ點ニ付テハ  
十分考ヘテ行キタイ、又將來此ノ映畫ヲ取  
扱ヒマス部局ニ付テハ必然的ニ相當ノ強化  
充實ヲ圖ラナケレバナラスト考ヘマス

○町村政府委員 只今ノ御話ノ檢閱再審制  
度ト申シマスカ、或ハ抗告制度ト云フヤウ  
ナ點ニ付キマシテモ、内務省ト致シマシテ  
ハ從來カラ此ノ問題ヲ色々考究ヲ致シテ居  
リマス、今日マデノ所我國ニ於キマシテハ  
業者側カラ特ニ現在ノ檢閱制度ニ對シマシ  
テ諸外國デ執ツテ居リマスヤウナ方法ニ依  
ツテ貰ヒタイト云フヤウナ意見ナドハ餘リ  
多ク聞カレナイヤウナ狀態デアリマスノデ、  
吾々ト致シマシテハ今日マデノ所ハ此ノ問題  
ニ付キマシテ今直チニ諸外國デ執ツテ居リ

マスヤウナ方法ヲ採用スルト云フ意向ハ持  
ツテ居ラナイノデアリマス、併シ今後此ノ  
問題ニ付キマシテハ政府ト致シマシテハ一  
居リマス

○鶴見委員 只今ノ御説明デ謗承致シマシ  
タ、次ニ私ガ伺ヒタイコトハ、本法案ノ二  
十條ニ關スル點デアリマス、即チ官吏ノ臨  
檢ト云フコトデアリマス、臨檢ト申シマス  
レバ、詰リ巡查ガ實際上映畫常設館ニ出テ  
參ルト云フコトデアルト思ヒスガ、此ノ臨  
檢ト云フコトハ唯法文上カラ眺メマスレバ  
極ク簡單ナコトデアリマスケレドモ、本法  
案ノ内容トシテハ非常ニ重大ナコトデハナ  
イカト思フノデアリマス、私モ今マデ度々  
選舉ヲシテ居リマス、選舉法ト云フモノハ  
淘ニ堂々タルモノデアリマスガ、實際選舉  
ヲ致シタ者カラ見レバ、此ノ堂々タル選舉  
法ノ内容中一番恐シイモノハ實ハオ巡リサ  
ンノ態度デアリマス、少クトモ從來ハサウ  
リマス、今日マデノ所我國ニ於キマシテハ  
業者側カラ特ニ現在ノ檢閱制度ニ對シマシ  
テ諸外國デ執ツテ居リマスヤウナ方法ニ依  
ツテ貰ヒタイト云フヤウナ意見ナドハ餘リ  
多ク聞カレナイヤウナ狀態デアリマスノデ、  
吾々ト致シマシテハ今日マデノ所ハ此ノ問題  
ニ付キマシテ今直チニ諸外國デ執ツテ居リ

マスカラ見レバ是ダケノモノデアリマスケ  
レドモ、實際上ノ取扱ニ於テハ是ハ非常ナ  
モ必要ガアリマスト、ソレハ専門家ノ意  
見ヲ徵シテ慎重ヲ期シテ居ル次第デアリマ  
ス、今後トモ只今御話ノヤウナ點ニ付テハ  
十分考ヘテ行キタイ、又將來此ノ映畫ヲ取  
扱ヒマス部局ニ付テハ必然的ニ相當ノ強化  
充實ヲ圖ラナケレバナラスト考ヘマス

○鶴見委員 只今ノ御説明デ謗承致シマシ  
タ、次ニ私ガ伺ヒタイコトハ、本法案ノ二  
十條ニ關スル點デアリマス、即チ官吏ノ臨  
檢ト云フコトデアリマス、臨檢ト申シマス  
レバ、詰リ巡查ガ實際上映畫常設館ニ出テ  
參ルト云フコトデアルト思ヒスガ、此ノ臨  
檢ト云フコトハ唯法文上カラ眺メマスレバ  
極ク簡單ナコトデアリマスケレドモ、本法  
案ノ内容トシテハ非常ニ重大ナコトデハナ  
イカト思フノデアリマス、私モ今マデ度々  
選舉ヲシテ居リマス、選舉法ト云フモノハ  
淘ニ堂々タルモノデアリマスガ、實際選舉  
ヲ致シタ者カラ見レバ、此ノ堂々タル選舉  
法ノ内容中一番恐シイモノハ實ハオ巡リサ  
ンノ態度デアリマス、少クトモ從來ハサウ  
リマス、今日マデノ所我國ニ於キマシテハ  
業者側カラ特ニ現在ノ檢閱制度ニ對シマシ  
テ諸外國デ執ツテ居リマスヤウナ方法ニ依  
ツテ貰ヒタイト云フヤウナ意見ナドハ餘リ  
多ク聞カレナイヤウナ狀態デアリマスノデ、  
吾々ト致シマシテハ今日マデノ所ハ此ノ問題  
ニ付キマシテ今直チニ諸外國デ執ツテ居リ

マスヤウナ方法ヲ採用スルト云フ意向ハ持  
ツテ居ラナイノデアリマス、併シ今後此ノ  
問題ニ付キマシテハ政府ト致シマシテハ一  
居リマス

○鶴見委員 只今ノ御説明デ謗承致シマシ  
タ、次ニ私ガ伺ヒタイコトハ、本法案ノ二  
十條ニ關スル點デアリマス、即チ官吏ノ臨  
檢ト云フコトデアリマス、臨檢ト申シマス  
レバ、詰リ巡查ガ實際上映畫常設館ニ出テ  
參ルト云フコトデアルト思ヒスガ、此ノ臨  
檢ト云フコトハ唯法文上カラ眺メマスレバ  
極ク簡單ナコトデアリマスケレドモ、本法  
案ノ内容トシテハ非常ニ重大ナコトデハナ  
イカト思フノデアリマス、私モ今マデ度々  
選舉ヲシテ居リマス、選舉法ト云フモノハ  
淘ニ堂々タルモノデアリマスガ、實際選舉  
ヲ致シタ者カラ見レバ、此ノ堂々タル選舉  
法ノ内容中一番恐シイモノハ實ハオ巡リサ  
ンノ態度デアリマス、少クトモ從來ハサウ  
リマス、今日マデノ所我國ニ於キマシテハ  
業者側カラ特ニ現在ノ檢閱制度ニ對シマシ  
テ諸外國デ執ツテ居リマスヤウナ方法ニ依  
ツテ貰ヒタイト云フヤウナ意見ナドハ餘リ  
多ク聞カレナイヤウナ狀態デアリマスノデ、  
吾々ト致シマシテハ今日マデノ所ハ此ノ問題  
ニ付キマシテ今直チニ諸外國デ執ツテ居リ

マスカラ見レバ是ダケノモノデアリマスケ  
レドモ、實際上ノ取扱ニ於テハ是ハ非常ナ  
モ必要ガアリマスト、ソレハ専門家ノ意  
見ヲ徵シテ慎重ヲ期シテ居ル次第デアリマ  
ス、今後トモ只今御話ノヤウナ點ニ付テハ  
十分考ヘテ行キタイ、又將來此ノ映畫ヲ取  
扱ヒマス部局ニ付テハ必然的ニ相當ノ強化  
充實ヲ圖ラナケレバナラスト考ヘマス

○鶴見委員 只今ノ御説明デ謗承致シマシ  
タ、次ニ私ガ伺ヒタイコトハ、本法案ノ二  
十條ニ關スル點デアリマス、即チ官吏ノ臨  
檢ト云フコトデアリマス、臨檢ト申シマス  
レバ、詰リ巡查ガ實際上映畫常設館ニ出テ  
參ルト云フコトデアルト思ヒスガ、此ノ臨  
檢ト云フコトハ唯法文上カラ眺メマスレバ  
極ク簡單ナコトデアリマスケレドモ、本法  
案ノ内容トシテハ非常ニ重大ナコトデハナ  
イカト思フノデアリマス、私モ今マデ度々  
選舉ヲシテ居リマス、選舉法ト云フモノハ  
淘ニ堂々タルモノデアリマスガ、實際選舉  
ヲ致シタ者カラ見レバ、此ノ堂々タル選舉  
法ノ内容中一番恐シイモノハ實ハオ巡リサ  
ンノ態度デアリマス、少クトモ從來ハサウ  
リマス、今日マデノ所我國ニ於キマシテハ  
業者側カラ特ニ現在ノ檢閱制度ニ對シマシ  
テ諸外國デ執ツテ居リマスヤウナ方法ニ依  
ツテ貰ヒタイト云フヤウナ意見ナドハ餘リ  
多ク聞カレナイヤウナ狀態デアリマスノデ、  
吾々ト致シマシテハ今日マデノ所ハ此ノ問題  
ニ付キマシテ今直チニ諸外國デ執ツテ居リ

御急ギニナツテ御退席ニナルカ伺ヒマシテ、  
御急ギノ方ノ大臣ニ先ヅ御伺シタイト思ヒ  
マス

○星島委員長 ソレデハ外務大臣ノ方ニ御

願致シマス

○鶴見委員 是ハ外務大臣ニ關係ノアルコ  
トデアリマスケレドモ、質問ハ内務大臣ニ  
致スノデアリマス、併シ此ノ内容ハ外務大  
臣ニ關係スルコトデゴザイマスカラ、此ノ  
點カラ先づ御尋ヲ致シテ、同時ニ外務大臣  
ニモ此ノ點ヲ御聽取ラ戴キタイト思フノデ  
アリマス、ソレハ本法ノ十三條ノ規定デア  
リマス「映畫ハ命令ノ定ムル所ニ依り行政  
官廳ノ檢閱ヲ受ケ合格シタルモノニ非ザレ  
バ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ」又其ノ第二項ニ  
於テ「輸出ノ制限又ハ禁止」ノ規定ガ付イテ  
居ルノデゴザイマス、即チ輸出映畫ノ檢閱ト  
云フコトデアリマス、是ハ命令案ノ第六項  
ニモヤハリ此ノコトガ細カク規定サレテ居  
リマス、ソレカラ昭和十年十月二十一日ノ  
内務省令第六十三號ニ於テモ此ノ點ニ付テ  
規定ガアルノデゴザイマス、此ノ點ニ付テ  
私ハ内務大臣ニ御伺致シタイト思フノデア  
リマスガ、輸出映畫ガ外國ニ如何ナル影響  
ヲ與ヘルカト云フ點デアリマス、私ガ一昨  
年來米國ニ參ツテ見テ居リマス所ニ依リマ

スト、只今支那カラ參ツテ居リマス映畫ト云フモノガ日本反對ノ氣勢ヲ非常ニ煽ツテ居ル、ソレカラ只今カラ十年前頃カラ、日本カラノ輸出映畫ト云フモノガ亞米利加各地ノ常設館デ實ニ頻々トシテ上映サレテ居ツタノデアリマス、所ガ之ヲ亞米利加ダケノ立場カラ見テ居リマスルト、外國カラ入ツテ來ル映畫ト云フモノガ實ニ色々ナ種類ノモノガ參ツテ居ル、殊ニ日本カラ亞米利加ニ參ツテ居ル映畫ヲ吾々日本人ガ見テ居リマス時ニ、或ル時ハ實ニ良イ映畫ガ來タト思ツテ喜ブ時モアリ、或ル時ハ實ニ困ツタ映畫ガ來タモノデアル、折角有能ナ外務大臣ガ國交ノ爲ニ御努力ヲナサイマシテモ、ソレガ一般ノ亞米利加ノ大衆ニハ中々響カナイノデアリマスガ、映畫トナツテ参リマスト、是ハ既ニ此ノ頂戴致シテ居ル數字ニモアリマスヤウニ、一年二十億員デソンナニ澤山ノ人數ノ者ガ見テ居ルト云フ譯デアリマスカラ、サウ云フ人々ガヨ超ユル程ノ亞米利加人ガ見テ居ル、延人日本カラ來テ居ル映畫ヲ見テ受ケテ居ル印象ト云フモノハ實ニ廣汎デアリ、且ツ深刻ナモノデアルト思ヒマス、所ガ其ノ當時モヤハリ内務省ニ於テ輸出ノ檢閱ヲシテ居ラレタデアラウト思ヒマスガ、私ガ實見致シ

マシタ日本映畫ノ例ヲ二三申上ゲマスト、  
一番頻々トシテ出テ來ルノハ實ハ藝者ノ映  
畫ガ出テ居ツタリ、或ハ私今モ記憶シテ居  
リマスガ只今宗教法案デ審議シテ居リマス  
ヤウナ、淫祠邪教ト云フヤウナモノニ、日  
本ノ人ガ大勢御詣リシテ居ル場面ガ出テ來  
ル、皆ガ來テオビンヅル様ヲ撫デテ行クト  
云フヤウナ場面ガ出テ來ル、外國人カラ見  
テモ非常ニ印象ノ惡イ偶像ヲ置イテアル所  
ヘ日本ノ人達ガ大勢行ツテソレヲ拜ンダリ  
シテ居ルノヲ見ルト、吾々日本人ハ肩身ノ  
狭イ思ヒヲ致スノデアリマス、アア云フヤ  
ウナ映畫ヲ何故外國ニ許可ヲシテオ出シニ  
ナツカト不思議ニ思フヤウナ場合ガ屢々  
アル、而モサウ云フ場合ガ多イノデアリマス  
ス、何故カト申セバ、興行者ノ立場カラ言  
ヘバ、成ベク珍ラシイ方ガ物見高ク人ガ集  
シタ中デ非常ニ良イト記憶シテ居リマスノ  
外交關係ノ立場カラ言ヘバ、サウ云フモノ  
ヲ成ベク出シタクナイ、モウ一ツ私ガ見マ  
カラ、勢ヒサウ云フモノヲ出シタガルガ、  
ハ、日本船ガ多分「カムチャツカ」ノ近海ニ於  
テ鯨ヲ追ツテ居ル光景デアリマスガ、實ニ

勇壯ナ又是ハ藝術品トシテモ立派ナモノデ  
アリマシタ、ソレダケノ立派ナモノガ日本  
映畫トシテ出テ居ルノニ、サウ云フモノヲ  
送ラナイデ、オビンヅル様ヲ拜シニ居ル映  
畫ヲ亞米利加ヘ送ツテ、日支事變ガ起ルト  
日本人ハ野蠻人ダト言ハレテ怒ツテモ始マ  
ラナイ、斯ノ如キ映畫ガ外國ノ一般大衆ニ  
ドウ云フ影響ヲ興ヘルカト云フコトヲ、一  
番能ク知ツテオ居デニナルノハ、日本ニ於  
テハヤハリ外務省デハナイカト思フノデア  
リマス、勿論内務省デモ其ノ掛リノ人ハサウ  
云フコトニ付テ、普段御研究デアリマセウ  
ガ、外務省ノ方々ハ早クカラ外國ヲ御旅行  
ニナツテ、其ノ御取扱ニナツテ居ル仕事ノ  
關係上、外國人ノ國民性、或ハ其ノ嗜好ヲ  
研究シテ居ラレルノデアリマスカラ、外務  
省ノ方々ガ御覽ニナレバ、オビンヅル様ノ  
場合ヲ澤山オ出シニナラナカツタデアラウ  
ト、斯様ニ私ハ當時カラ考ヘテ居ツタノデ  
アリマス、ソレデ私伺ヒタイノハ、此處ニ  
書イテアル此ノ輸出映畫ノ檢閱ニ際シマシ  
テ、行政官廳ト第一項ニ書イテ、第二項ニ  
ハ主務大臣ハト書イテアリマス、此ノ主務  
大臣ト云フコトハ、恐ラクハ内務大臣ト云  
フコトデアラウト思ヒマス、此ノ行政官廳

長官ニモ御委讓ニナルヤウニ見エテ居リマスガ、サウ云フ譯デ内務省ノ方々ダケデ之ヲ檢閱シテオ居デニナル結果ハ、斯ノ如キ廣汎ナル害毒ヲ及ボシテ居ルヤウナコトモアルノデアリマス、何故此ノ際ニ同ジ官廳デアル外務省ヲ御加ヘニナラナイカ、現ニ軍ノ機密ヲ保持スル必要上、憲兵隊カラ人ヲオ招キニナツテ檢閱ニ參加セシメテ居ラレルト云フコトヲ伺ツテ居ルノデアリマス、然ラバソレヨリモツト關係ノ深イ外務省ノ方々ヲ入レニナルト云フコトヲ何故ナサラナイノデアルカ、又ナサツタ方ガ宜イノデハナイカ、デアリマスカラ主務大臣ト云フ下ニ、主務大臣及外務大臣ハト御書加ヘ戴クコトガ不都合デアラウカ、サウ云フ風ニナリマシタ方ガ、只今申上ゲタヤウナ目的ヲ貫徹スル上ニハ宜イノデハナイカ、是ハ私ガ自分で外國デ見マシタ所ノ實感ヲ申上ゲテ、非常ニ大切ナ點ト存ジマスルカラ特ニ内務大臣ノ御意見ヲ伺ヒマシテ、同時ニ是ハ外務大臣ニモ御聽キヲ願ヒタイト存ジタ次第デアリマス

○木戸國務大臣　只今ノ點ハ洵ニ御尤デアリマス、私モサウ云フヤウナ話ヲ能ク聞クノデアリマス、例へば夏ノ御祭ノ映畫ナンカラ見マシテ一種ノ野蠻人カ何カノ映畫ヲ

見テ居ルヤウナ感ジヲスルト云フコトヲ聞カサレテ、非常ニ肩身が狭カツタト云フ話ヲ或人カラ聞カサレテ居リマス、御話ノ點ハ十分注意シナケレバナラスト思ツテ居リマス、今御話ノヤウニ、外務省ト連絡ヲ取ツタラドウカト云フ點ニ付テハ、勿論取ルコトハ差支ナインデアリマシテ、只今ノ點ニ付テハ取ツテ行カウト思ヒマス、唯其ノ點ダケデ外務大臣ヲ書加ヘル必要ハナイノデアリマシテ、大體兼務ナリ何カノ形式デ参加シテ貴ヘバソレデ宜カラウト思ヒマス、サウ云フ意味ニ於テ運用上外務省トノ連繫ヲ今日ヨリモツト密接ニシテ、只今ノヤウナ弊害ノナイヤウニ致シタイト思ヒマス

○鶴見委員　勿論法律ノ運用ニ付テハ主務大臣ガ適當ニ御計ヒニナルト存ジマスル大臣ガ適當ニ御計ヒニナルト存ジマスルアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シマスガ、私ノ只今述べマシタヤウナ點ニシマスガ、私ノ只今述べマシタヤウナ點ニシマスガ、幸ヒ外務大臣モ御出席デアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シテ戴キタ伊、殊ニ文化映畫ニ付テ、輸出スル場合ハ特別ナ考慮ヲ拂ツテ戴キタイト思フノデアリマス、其ノ次ニ私ハヤハリ是モ外務大臣ト直接關係ガゴザイマスカラ、内務大臣ニ御尋シテ、外務大臣ニモアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シテ戴キタ伊ノデアリマスガ、輸入映畫ノ場合デアリマス、輸入映畫ハ第十四條ト第十六條トニ書イテアリマスガ、其ノ輸入ノ檢閱ハ大藏省ノ稅關デシテ居ルヤウデアリマスガ、愈々輸入サレタ映畫ガ上映サレルニ當リマシテ、内務省ノ檢閱ヲ受ケテ、又其ノ制限ヲ受ケテ居リマス、然ルニ

イカ、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、如何

○鶴見委員　尙ホ此ノ點ニ關聯シテ、私ガ上ゲタノデアリマス、サウ云フコトニナルト別段内閣ガ更リマシタ場合ニ、外務省ノ兼務ヲ解ク必要ハナイ、斯ウ云フコトハ行政上澤山アル、サウ云フ意味ニ於テ運用シテ行キタイト思ヒマス

○鶴見委員　是ハ直接外務省ノコトニナツテ参リマシタシ、幸ヒ外務大臣モ御出席デアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シマスガ、私ノ只今述べマシタヤウナ點ニシマスガ、私ノ只今述べマシタヤウナ點ニシマスガ、幸ヒ外務大臣モ御出席デアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シテ戴キタ伊、殊ニ文化映畫ニ付テ、輸出スル場合ハ特別ナ考慮ヲ拂ツテ戴キタイト思フノデアリマス、其ノ次ニ私ハヤハリ是モ外務大臣ト直接關係ガゴザイマスカラ、内務大臣ニ御尋シテ、外務大臣ニモアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シテ戴キタ伊ノデアリマスガ、輸入映畫ノ場合デアリマス、輸入映畫ハ第十四條ト第十六條トニ書イテアリマスガ、其ノ輸入ノ檢閱ハ大藏省ノ稅關デシテ居ルヤウデアリマスガ、愈々輸入サレタ映畫ガ上映サレルニ當リマシテ、内務省ノ檢閱ヲ受ケテ、又其ノ制限ヲ受ケテ居リマス、然ルニ

○有田國務大臣　外國ニ關聯致シマスルコトニ付テハ、外務省ハ進ンデ各省トノ間ニ連絡ヲ取ツテ行キタイト考ヘテ居リマス、

獨リ映畫ノ問題バカリデナク、其ノ他例ヘ

バ日獨、日伊ノ文化協定等ノ締結ニ依ツテ、又内地ノ色々ナ省トノ間ニモ問題ヲ生ズルコトモアルト思フノデアリマス、是等ノ外國關係ノ問題ニ付キマシテハ、外務省トシテ進ンデ勿論連絡ヲ取ツテ、弊害ノ生ズルコトノナイヤウニシテ戴キタイト思ツテ居リマス、其ノ外ニ外務省ニ檢閱局ヲ置クトノハ、是ハ内務省ガ其ノ檢閱權ヲ持ツテ居リマス、今御話ノヤウニ、外務省ト連絡ヲ取ツタラドウカト云フ點ニ付テハ、勿論取ル云フコトデナイ限りハ、御互ニ兼務ヲ致セバ出來ル譯デアリマス、サウ云フ意味デ申

○鶴見委員　尙ホ此ノ點ニ關聯シテ、私ガ上ゲタノデアリマス、サウ云フコトニナルト別段内閣ガ更リマシタ場合ニ、外務省ノ兼務ヲ解ク必要ハナイ、斯ウ云フコトハ行政上澤山アル、サウ云フ意味ニ於テ運用シテ行キタイト思ヒマス

○鶴見委員　是ハ直接外務省ノコトニナツテ参リマシタシ、幸ヒ外務大臣モ御出席デアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シマスガ、私ノ只今述べマシタヤウナ點ニシマスガ、私ノ只今述べマシタヤウナ點ニシマスガ、幸ヒ外務大臣モ御出席デアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シテ戴キタ伊、殊ニ文化映畫ニ付テ、輸出スル場合ハ特別ナ考慮ヲ拂ツテ戴キタイト思フノデアリマス、其ノ次ニ私ハヤハリ是モ外務大臣ト直接關係ガゴザイマスカラ、内務大臣ニ御尋シテ、外務大臣ニモアリマスカラ、只今ノ點ニ關聯シテ御伺致シテ戴キタ伊ノデアリマスガ、輸入映畫ノ場合デアリマス、輸入映畫ハ第十四條ト第十六條トニ書イテアリマスガ、其ノ輸入ノ檢閱ハ大藏省ノ稅關デシテ居ルヤウデアリマスガ、愈々輸入サレタ映畫ガ上映サレルニ當リマシテ、内務省ノ檢閱ヲ受ケテ、又其ノ制限ヲ受ケテ居リマス、然ルニ

此ノ輸入映畫ト云フモノハ唯大藏省ガ稅關ヲ通シタ、内務省ガ之ノ檢閱ヲシテ、宜シイト言ツタト云フダケデ、一般ノ日本國民ニ御見セニナリマスト、是ガ爲ニ往々ニシ

テ國交上ノ問題ヲ生ズルコトガアラウト思  
フノデアリマス、或ル國ノ使臣ガ之ヲ聽イ  
テ非常ニ遺憾トシテ、或ハ外務省ニ對シテ  
何カ申出ルヤウナコトモ起ツタカモ知レズ、  
又起リ得ルト思フノデアリマスカラ、此ノ  
輸入映畫ニ付テハ、ヤハリ外務大臣ニモ一  
通リノ御相談ニナツテ連絡ヲ取ラレル必要  
ハアルマイカ、斯様ニ思フノデアリマス  
ガ、如何デスカ

○木戸國務大臣 先程モ申上ゲマシタヤウ  
ニ、映畫ノ檢閱ニ付キマシテハ、必要ガア  
リマスレバ事ノ性質ニ依リマシテ各方面ノ  
専門ノ方、又只今モ御話ノヤウニ外務省ニ  
ハ今日デモ常ニ御相談ヲシテヤツテ居ル譯  
デアリマス、隨ヒマシテ、例ヘバ只今ノヤ  
ウナコトガ豫想サレルヤウナ映畫ノ場合ニ  
ハ、勿論外務省ト十分ノ連絡ヲ取リマシテ、  
態度ヲ決定スルコトニ致シテ居リマス、從  
來トモサウ云フ場合ニハ、サウ云フ風ナ方  
針デヤツテ居ル次第デアリマス、今後ハ尙  
ホ一層其ノ點ニ付キマシテ、各關係省ト密  
接ナ連絡ヲ取リタイト思ツテ居リマス

○鶴見委員 次ニ私ハ外務大臣ニ御尋ヲ致  
シタイ點ガアルノデアリマスガ、最近ニ於  
キマシテ日本反対ノ反日映畫ト云フモノ  
ガ、色々各國デ出來テ居ルヤウデアリマス

ガ、其ノ所謂反日映畫ト考ヘラレルモノヲ  
上映シテ居ル國ハドウ云フ國デアルカ、又  
ドウ云フ題名ノモノデアルカ、又ドウ云フ  
人々ガ之ヲ製作致シテ居ルカヲ伺ヒタイノ  
デアリマス、現ニ私共ガ亞米利加ニ居リマ  
シテ、映畫館ニ參リマシテ非常ニ感ジマス  
コトハ、今日ノ亞米利加一般大衆ノ反目的  
ノ氣分ノ一番重大ナ部分ハ、時事映畫カラ  
來テ居ルト思フノデアリマシテ、此ノ亞米  
利加ノ常設館デ殆ド毎日時事映畫ノ中ニハ  
例外ナシニ必ズ一ツハ日支事變ヲ上映シテ  
居リマスガ、是ガ非常ナ反目的ナモノデ、  
恐ラクハ特ニアア云フ映畫ヲ作ツクモノト  
思ヒマスガ、ソレヲ毎日々々亞米利加人ハ  
見テ居リマスカラ、日本ノ軍事行動ニ付テ、  
大變ナ誤解ヲシテ居ルト思フノデアリマス、  
就キマシテハ、今申上ゲマシタ上映國ト、題  
名ト、製作者ニ付テ御分リデアリマスナラ  
バ、ソレニ付テ御伺ヒ致シタイト思ヒマス  
○有田國務大臣 政府委員カラ答辯致セ  
マス

○鶴見委員 表ニシテ頂戴シテ結構デゴザ  
イマス

○清水政府委員 ソレデハ表ニシテ差上げ  
ルコトニ致シマス

○鶴見委員 是モ外務大臣ニ御伺致シタイ  
ノデアリマスガ、映畫ノ中デ國交上面白クナ  
イト考ヘラレテ、上映禁止ヲ要望シテ來タ國  
ガアリマシタカドウカ、若シアツタ致シマ  
スナラバ、其ノ國ノ名前ト其ノ映畫ノ題名  
ト、又之ニ對シテ政府トシテ御執リニナツ  
タ處置ヲ御伺シタイ、併セテ私ガ御伺シタ  
イノハ、外國デ上映サレテ居ル映畫ニシテ、  
甚ダ日本ニ取ソテ國交上面白クナイト考ヘ  
ラレル映畫ニ對シテ、日本政府カラ同様ナ  
申込ヲナサツタコトガアルカドウカ、之ヲ  
御伺シタインデアリマス

○清水政府委員 私カラ代ツテ御答辯ヲ致  
シマス、國交上面白カラズト致シマシテ、  
上映禁止ヲ要望シテ參リマシタ國名並ニ種  
類ニ付テ、概要ヲ申上ゲマス、獨逸カラ話  
ノアリマシタノハ、最近ノ問題デスカ「地  
獄ノ天使」ト云フノデアリマス、是ハ獨逸  
側ト交渉ノ結果、或ル一部分ヲ「カット」シ  
テ上映サセテ居リマス、佛蘭西カラ話ノア

「イラン」カラ要求ノアリマシタノハ「印度ノ  
ペーラン・ドクト」ト云フノデゴザイマシ  
テ、是ハ禁止致シマシタ、「サルバドル」カ  
ラ「オ前ノ誕生ハ何日カ」ト云フ映畫ニ付テ  
交渉ガアリマシテ、是ハ日本ニ輸入サレズ  
ニ済ンダノデアリマス、概要四ツホドニア  
リマス

更ニ日本カラ各國ニ對シマシテ、不利益  
ナ映畫デ、上映ヲ責控ヘテ貴ヒタイト云フ  
コトハ數多ク要求シテ居リマス、後ニ表ヲ  
差上ゲマスガ、其ノ中ノ大部分ハ日本カラ  
交渉シテ居ルノデアリマス

○鶴見委員 今一ツ私ハ外務大臣ニ御伺致  
シテ置キタイノデアリマスガ、外務大臣カラ  
ラ議場ニ於テ屢々御聲明ノアリマシタヤウ  
ニ、東亞新秩序建設ノ爲ニ日滿支三國ノ互  
助連環ノ體制ヲ作ルノデアルト云フ話デア  
ソテ、勿論吾々皆贊同致シテ居ルノデアリ  
マスガ、其ノ一ツトシテ映畫ノ如キモノハ  
ラシムルコトガ、殊ニ支那ニ於ケル民衆ノ  
日本ニ對スル良好ナル感ジヲ持ツ上ニ役立  
ツモノト思フノデアリマスカラ、此ノ映畫

行政ニ關シテハ日滿支三國間ニ相當ノ連絡ヲ取ルト云フコトヲ、御考慮シテモ宜イトレルカ如何デアルカ、又考慮シテモ宜イト云フ風ニ御考ニナルカドウカヲ伺ツテ置キハ、日滿支三國ニ於テハ少クトモ日本ノ映畫ヲ十分ニ見セタイ、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、ソレニ付ニ大臣ノ御意見ヲ伺ヒタインデアリマス

○有田國務大臣 現在國產映畫デアリマシテ滿洲竝ニ支那ニ輸出セラレテ居リマスマノハ、相當數量ニ達シテ居ルノデアリマシテ、益々增加ノ見込デアリマスガ、只今鶴見君カラ御話ノ新秩序建設ト云フ風ナ關係カラ申シマシテモ、映畫ヲ利用スルコトハ最モ效果的デアリマスカラ今後ハ機會ノアリマスルミニ、日滿支三國ノ映畫行政ノ連絡ヲ緊密ニ致シマシテ、日本ノ國產映畫ノ製作ニ當リマシテモ、及ブ限リ斯ル趣旨ヲ強調シタ内容ヲ盛ラシムルヤウニ指導シ、又滿洲支那ニ於テ製作セラレマシタ映畫ヲ日本ニ於テ配給シヨウトル際ニハ、其ノ特例ヲ設ケマス等、適切ナル處置ヲ講ジテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマシテ、目下考慮中デアリマス

尙ホ丁度文部大臣モオ見エニナツツ居リ  
マスカラ内務大臣及ビ文部大臣ニ今少シ御  
事ヲ致シタイノデアリマス、私ガ内務大臣  
アリマス、是ハ命令第十三ニヤハリ出テ居  
ルノデアリマスガ、ソレハ入場者ノ範圍ニ  
關スル制限ノ規定デアリマシテ、言ヒ換レ  
バ十四歳未滿ノ少年少女ハ映畫常設館ニハ  
入レナイヤウニシヨウト云フ政府ノ御方針  
ノヤウニ承知致スノデアリマス、所ガ只今  
日本ニ於ケル映畫觀覽者ノ數ハ先日頂戴致  
シマシタ資料ニ依ルト、昭和十二年末ニ於  
テ約三億、只今ハモツト殖エテ居リマセウ  
ガ、サウ云フ非常ナ數デアリマス、其ノ三  
億ノ觀客ノ中デ十四歳未滿ノ少年少女ノ數  
ガ約五千萬乃至六千万ニ及ブト云フコトデ  
アリマス、サウ致シマスト、本法十七條ニ  
依ツテ十四歳未滿ノ少年少女ガ入レナイト  
云フコトニナリマスルト、一方ニ於キマシ  
テハ五千万乃至六千万ノ觀客ヲ失フノデア  
リマスルカラ、興行トシテノ損失デアルト  
云フコトハ勿論デアリマスガ、又一方ニ於  
モノガアルト思フノデアリマス、本法ノ精  
致シタノデアリマス

神ハ刺戟ヲ受ケ易イ少年少女ニ最モ刺戟的  
デアル所ノ映畫ノ惡影響ヲ及ボシタクナイ  
斯様ナ御精神カラ出テ居ルト云フコトハ明  
瞭デアリマスガ、同時ニ映畫カラ非常ニ善  
良ナ影響ヲ受ケルト云フコトモ勿論考ヘ明  
ルノデアリマス、ソコデ私ガ先ヅ内務大臣  
ニ御伺ヲ致シ、次ニ文部大臣ニ御伺致シタ  
イト思ヒマスコトハ此ノ點デアリマス、即  
チ本法ニ依ツテ十四歳未滿ノ少年少女ガ當  
設映畫館ニ行ケナクナル、併シ是等ノ人々  
ニモ映畫ノ良キ影響ダケハ與ヘタイ、斯様  
ニ考ヘマス場合ニハ於テ如何ニシテ是等ノ年  
齢期ノ人々ニ映畫ノ教育ヲ御施シニナル精  
リデアルカ、直チニ想像サレルコトハ少年  
向ノ映畫ヲ作ト云フコトデアリマス、併シ  
ナガラ是ハ色々ナ文藝作家ヤ或ハ映畫製作  
者カラ聽イテ見マシテモ——一體文藝作品  
ヲ作ル場合ニモ、少年向ノモノヲ書クト云  
フコトハ一番困難ナ仕事デアルヤウデアリ  
マス、文章デ之ヲ書ク場合ニモ、話デ之ヲ  
致シマス場合ニモ十四歳以下ノ少年ニ叫び  
掛ケテ行クト云フコトハ非常ニ難カシイチ  
ノデアリマスカラ、映畫ニ於キマシテモ少年  
ニ向ク映畫ヲ作ルト云フコトハ非常ニ困難ナ  
コトデアル、時トシテハ大人ニ向ク映畫ニ

サウ云フ場合ニハソレガ少年ノ方ニ向クカ、同時ニ觀客ヲ失ツテシマフト云フコトノヤウニ聞イテ居リマス、大人ノ方ニ向クカズ、同時ニ觀客ヲ失ツテ隨テドウシテモ少年映畫ヲ特別ニ作ラナケレバナラヌ、所ガ少年映畫ヲ作ルト云フコトハ非常ニ難カシイモノデアリマスカラ、之ヲ一般興行者ニ任シテ置イテハ到底出來ナイ、興行者ハサウ云フモノヲ作ツテモ引合ハナイ、ソコデ政府ノ方デ非常ナ決心ヲナツテ少年映畫ト云フモノニハ損ラシテモ構ハヌ、政府デ補助金ヲ出シテヤラセルト云フコトデナケレバ到底少年映畫ト云フモノハ出來ナイモノデハナイカト想像サレルノデアリマス、外ノ二大文化機關デアル「ラヂオ」ト新樂ヲ得テ居ルノデアリマス、然ルニ非常ニ大キ方知識供給竝ニ娛樂提供ノ機關デアル映畫ト云フモノカラ、十四歳以下ノ少年少女ガ省カレテシマフト、是ハ日本ノ教育上カラ言ヒマシテモ、是等ノ人々ニ高尚ナル娛樂ヲ與ヘル上カラ言ツテモ、私ハ本法ノ一つノ缺陷デハナイカト思フノデアリマス、此ノ缺陷ヲ政府ハ如何ニシテ補ハレル積リデアルカ、私ガ第一ニ内務大臣ニ御伺シタイコトハ、如何ニシテ十四歳以下ノ少年ニ

行政ニ關シテハ日満支三國間ニ相當ノ連絡ヲ取ルト云フコトヲ、御考慮ニナツテ居ラレルカ如何デアルカ、又考慮シテモ宜イト云フ風ニ御考ニナルカドウカヲ伺ツテ置キタイノデアリマス、私ノ希望ト致シマシテハ、日満支三國ニ於テハ少クトモ日本ノ映畫ヲ十分ニ見セタイ、斯様ニ考ヘルノデアリマスガ、ソレニ付テ大臣ノ御意見ヲ伺ヒタエノデアリマス

○有田國務大臣 現在國產映畫ニアリマシテ満洲竝ニ支那ニ輸出セラレテ居リマスモノハ、相當數量ニ達シテ居ルノデアリマシテ、益々增加ノ見込デアリマスガ、只今鶴見君カラ御話ノ新秩序建設ト云フ風ナ關係カラ申シマシテモ、映畫ヲ利用スルコトハ最モ效果的デアリマスカラ今後ハ機會ノアリマスル毎ニ、日満支三國ノ映畫行政ノ連絡ヲ緊密ニ致シマシテ、日本ノ國產映畫ノ製作ニ當リマシテモ、及ブ限り斯ル趣旨ヲ強調シタ内容ヲ盛ラシムルヤウニ指導シ、又滿洲支那ニ於テ製作セラレマジタ映畫ヲ日本ニ於テ配給シヨウツル際ニハ、其ノ特例ヲ設ケマス等、適切ナル處置ヲ講ジテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマシテ、目下考慮中デアリマス

尙ホ丁度文部大臣モ才見エニナツテ居リマスカラ内務大臣及ビ文部大臣ニ今少シ御伺ヲ致シタイノデアリマス、私ガ内務大臣ニ御伺致シタイ點ハ本法第十七條ノ規定デアリマス、是ハ命令第十三ニヤハリ出テ居ルノデアリマスガ、ソレハ入場者ノ範圍ニ關スル制限ノ規定デアリマシテ、言ヒ換レバ十四歳未滿ノ少年少女ハ映畫常設館ニハ入レナイヤウニシヨウト云フ政府ノ御方針ノヤウニ承知致スノデアリマス、所ガ只今日本ニ於ケル映畫觀覽者ノ數ハ先日頂戴致シマシタ資料ニ依ルト、昭和十二年末ニ於テ約三億、只今ハモツト殖エテ居リマセウガ、サウ云フ非常ナ數デアリマス、其ノ三億ノ觀客ノ中デ十四歳未滿ノ少年少女ノ數ガ約五千万乃至六千万ニ及ブト云フコトデアリマス、サウ致シマスト、本法十七條ニ依ツテ十四歳未滿ノ少年少女ガ入レナイト云フコトニナリマスルト、一方ニ於キマシテハ五千万乃至六千万ノ觀客ヲ失フノデアリマスルカラ、興行トシテノ損失デアルト云フコトハ勿論デアリマスガ、又一方ニ於テ起ツテ來ル社會的ノ影響ガ非常ニ大キナモノガアルト思フノデアリマス、本法ノ精

神ハ刺戟ヲ受ケ易イ少年少女ニ最モ刺戟耽  
デアル所ノ映畫ノ惡影響ヲ及ボシタクナイ  
斯様ナ御精神カラ出テ居ルト云フコトハ明  
瞭デアリマスガ、同時ニ映畫カラ非常ニ善  
良ナ影響ヲ受ケルト云フコトモ勿論考ヘ得  
ルノデアリマス、ソコデ私ガ先ヅ内務大臣  
ニ御伺ヲ致シ、次ニ文部大臣ニ御伺致シタ  
イト思ヒマスコトハ此ノ點デアリマス、即  
チ本法ニ依ツテ十四歳未滿ノ少年少女ガ登  
設映畫館ニ行ケナクナル、併シ是等ノ人々  
ニモ映畫ノ良キ影響ダケハ與ヘタイ、斯様  
ニ考ヘマス場合ニハ於テ如何ニシテ是等ノ年  
齢期ノ人々ニ映畫ノ教育ヲ御施シニナル肆  
リデアルカ、直チニ想像サレルコトハ少年  
向ノ映畫ヲ作ト云フコトデアリマス、併シ  
ナガラ是ハ色々ナ文藝作家ヤ或ハ映畫製作  
者カラ聽イテ見マシテモ——一體文藝作品  
ヲ作ル場合ニモ、少年向ノモノヲ書クト云  
フコトハ一番困難ナ仕事デアルヤウデアリ  
マス、文章デ之ヲ書ク場合ニモ、話デ之ヲ  
致シマス場合ニモ十四歳以下ノ少年ニ叫ビ  
掛ケテ行クト云フコトハ非常ニ難カシイキ  
ノデアリマスカラ、映畫ニ於キマシテモ少年  
ニ向ク映畫ヲ作ルト云フコトハ非常ニ困難ナ  
コトデアル、時トシテハ大人ニ向ク映畫云  
少年ニ向ク映畫モ出來得ルデアリマセウガ

サウ云フ場合ニハソレガ少年ノ方ニ向クカ、同時ニ觀客ヲ失ツテ  
シマフト云フコトノヤウニ聞イテ居リマス、  
隨テドウシテモ少年映畫ヲ特別ニ作ラナケ  
レバナラヌ、所ガ少年映畫ヲ作ルト云ブコト  
ハ非常ニ難カシイモノデアリマスカラ、之ヲ一  
般興行者ニ任シテ置イテハ到底出來ナイ、  
興行者ハサウ云フモノヲ作ツテモ引合ハナ  
イ、ソユデ政府ノ方デ非常ナ決心ヲナサツテ  
少年映畫ト云フモノニハ損ヲシテモ構ハヌ、  
政府デ補助金ヲ出シテヤラセルト云フコト  
デナケレバ到底少年映畫ト云フモノハ出來  
ナイモノデハナイカト想像サレルノデアリ  
マス、外ノ一大文化機關デアル「ラヂオ」ト新  
聞ニ付キマシテハ、今日ニ於キマシテモ十  
四歳以下ノ少年少女モ之ヲ通シテ知識ト娛  
樂ヲ得テ居ルノデアリマス、然ルニ非常ニ  
大キカ知識供給竝ニ娛樂提供ノ機關デアル  
映畫ト云フモノカラ、十四歳以下ノ少年少  
女ガ省カレテシマフト、是ハ日本ノ教育上  
カラ言ヒマシテモ、是等ノ人々ニ高尙ナル  
娛樂ヲ與ヘル上カラ言ツテモ、私ハ本法ノ  
一つノ缺陷デハナイカト思フノデアリマス、  
此ノ缺陷ヲ政府ハ如何ニシテ補ハレル積リ  
デアルカ、私ガ第一ニ内務大臣ニ御伺シタ  
イコトハ、如何ニシテ十四歳以下ノ少年ニ

對シテ映畫ノ善良ナル影響ヲ及ボサウト云  
フ御積リデアルカ、文部大臣ニ御伺致シタ  
イコトハ、此ノ映畫ニ依ツテ十四歳以下ノ  
少年ニモ非常ニ善良ナル教育ヲ及ボシ得ル  
モノト思フノデアリマスガ、教育上ノ價値  
ニ付テ御伺ラシ、同時ニ文部大臣トサレテ  
ハ、多數ノ十四歳以下ノ少年少女ヲ預ツテ  
居ラレル文教ノ責任者トシテ、此ノ映畫ノ  
取締卽チ十四歳以下ノ少年少女ガ行ケナク  
ナルカラ將來ノ取扱ヲドウ云フ風ニ御考  
ニナツテ居ラレルカ、此ノ二點ヲ兩大臣ニ  
御伺致シタイノデアリマス

○荒木國務大臣 其ノ御尋ハ過般モ此處デ  
アツタノデアリマス、御答ハシタノデアリ  
マスガ更ニ概要ダケヲ申上ゲマス、御話  
ノ通リ十四歳以下ノ者ガ映畫カラ受ケル利  
益ノ多イコトハ、其ノ種類ニモ依リマセウ  
シ、又今日マデノ映畫ニ依ツテモ可ナリ多  
受ケル惡イ感受性モ否ムコトガ出來マセヌ、  
各家庭ニ於テ斯ウ聞クノデアリマス、單ニ  
刺戟ヲ受ケルノミナラズ映畫館ノ設備、其  
ノ他ガ健康ニ害ガアリ、風俗ニ害ガアル、  
殊ニ非常ナ疲勞ヲ與ヘト云フコトヲ承ルノ  
デアリマス、是等ヲ考ヘマシテ大切ナ少年  
竝ニ青年前期ニ對シテ十分ナ效果ヲ擧ゲル

爲ニハ、今御話ノ如ク特殊ナモノヲ製作ス  
ルコトモ必要ダト存ジマス、又今日マデア  
ルモノノ中ニ撰擇致シマスナラバ、少年期  
ノ者ニ與ヘテ差支ナニモノモアラウト思ヒ  
マス、大人ガ見ルモノガ悉ク少年ニ禁ゼラ  
レルト云フ譯デハナイ、其ノ中カラモ適  
當ナモノモアラウカト思ヒマス、又製作ニ  
當ツテハ、御話ノ通り可成リ困難ガアリマ  
ス、過般モ申述ベマシタガ、高速度ノモノ  
ヲ用ヒマシテ映畫ニ依ツテ天然ノ教育ヲス  
ル、天然ノ狀態ヲ知ラセル、或ハ青少年ニ  
適應シタ所ノ感受性ニ應ズルモノヲ撰擇ス  
ルト云フコトモ必要デアルガ、此ノ技術ハ  
御話ノ通り困難ダラウト思ヒマスカラ、是等  
ニ付テノ獎勵ヲスルト云フコトハ、可成リ苦  
心ヲ要スル所デアリマス、青少年ノ感受性及  
健康性ヲ考ヘルナラバ、國策トシテモ考慮シ  
テ行カナケレバナラストスウ云フ風ニ考ヘ  
テ居リマス、又是ノ普及ニ付テハ、直チニ青  
少年向ノ映畫ヲ造ルト云フコトモ、採算ノ  
上カラハ非常ニ困難ダラウト思ヒマス、國  
立デヤラウト云フコトモ今日ノ狀態ニ於テ  
ハ直チニ實施ガ出來ナイコトデアリマス、  
隨テ巡廻致シマストカ、學校ヲ利用致シ  
マストカ、適當ナ時期ニ適當ナ方法ヲ以テ、  
子供ノ頭ニ影響ノ多イ時期ニ於テ之ヲ適當

ニ施行政シマス場合ニハ——例ヘバ國トシ  
テモ大キナ記念日モアリマセウシ、國祭日  
モアリマセウシ、學校等ニ於テ各種ノ機關  
ノ者ニ與ヘテ差支ナニモノモアラウト思ヒ  
マス、大人ガ見ルモノガ悉ク少年ニ禁ゼラ  
レルト云フ譯デハナイ、其ノ中カラモ適  
當ナモノモアラウカト思ヒマス、又製作ニ  
當ツテハ、御話ノ通り可成リ困難ガアリマ  
ス、過般モ申述ベマシタガ、高速度ノモノ  
ヲ用ヒマシテ映畫ニ依ツテ天然ノ教育ヲス  
ル、天然ノ狀態ヲ知ラセル、或ハ青少年ニ  
適應シタ所ノ感受性ニ應ズルモノヲ撰擇ス  
ルト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス  
○鶴見委員 私ガ御伺スル根本ノ點ハ、文部  
省ニ於テ十分ナル補助費ヲ御出シニナルヤウ  
ニ豫算ヲ取ツテ戴キタイト云フノガ眼目デ  
アリマシテ、恐ラク文部大臣モ御同感ノコ  
トト思ヒマスカラ、將來其ノ點ニ付テ御努  
力ヲ戴キタイト要望ヲ致シテ置キマス  
次ニ私ガ御伺致シタイ點ハ十九條ニアリ  
マス所ノ映畫委員ニ關スル點デアリマス、  
主務大臣ガ内務大臣ト文部大臣ノ御二方ニ  
申述ベマシタ映畫ノ檢閱ニ關スル上告機關  
トシテ此ノ映畫委員會ノ如キモノヲ御利用  
カト思ヒマスカラ、此ノ點ニ付テ御意見ヲ  
御伺シタイ、若シ又私ノ希望ヲ申セバ先程  
申述ベマシタ映畫ノ檢閱ニ關スル上告機關  
トシテ此ノ映畫委員會ノ如キモノヲ御利用  
ニナツタナラバ、製作者ノ側ニ於テモ、一  
般社會ニ於テモ安心ラスルノデハナイカト  
思ヒマスガ、之ニ付テ内務大臣及ビ文部大  
臣ノ御答辯ヲ得レバ仕合セデアリマス  
○木戸國務大臣 第十九條ノ映畫委員會ノ  
主務大臣ト云フコトニ付テノ第一ノ御尋ニ  
思ヒマスガ、是ハ大體内務大臣、文部大臣、  
アリマスガ、是ハ大臣ト云フコトニナルト思ヒマス、ソ  
厚生大臣ト云フコトニナルト思ヒマス、ソ  
レカラ此ノ構成ニ付テハ、先般モドナタカ

ラカ御尋ガゴザイマシタガ、御話ノ通リ映  
畫ノ性質上カラ申シマシテモ、成ベク廣範圍  
ニ委員ノ選任ヲ致シマシテ、所謂衆智ヲ集  
メテヤリタイト思ヒマス。

ソレカラ最後ノ御尋ノ、之ヲ一ツノ上告ノ機關ニシテハドウカト云フヤウナ御尋デアリマシタガ、其ノ點ニ付テハ先程政府委員ヨリモ御答辯ガアリマシタヤウニ、今日政府ハ其ノ點ヲ考ヘテ居リマセヌ、隨ヒマシテサウ云フ機關ヲ

若シ必要トスル場合ニハ、自然又映畫委員會ノ構成内容ガ變ル譯デアリマス、今日ト致シマシテハ、要スルニ此ノ映畫委員會ノ構成ハ、主務大臣ノ諸問ニ應ズルト云フコトト、ソレカラ委員會自體ニ建議ヲ致ス權限ヲ與ヘマス、ソレ等ノ點ヲ考ヘマシテ、十分適正ナル構成ヲ作リタイト考ヘ居リマス。

○鶴見委員 次ニ文部大臣ニ御伺致シタイノデアリマスガ、日本ニ於テ唯映畫ト云フ文字ヲ聞クダケデ、一般世間ハ何トナク之ヲ非常ニ輕ク視ルト云フ感ジガマダアルト思フノデアリマス、ソニデ其ノ結果ト致シマシテ、此ノ大切ナ文化的ナ役割ヲ持ツトカ、「カメラマン」ト云フヤウナ人々ノ社會

的ノ地位ノ非常ニ低イコトヲ、私共ハ遺憾  
トルノデアリマスガ、今回ノ登録制度ニ依  
ツテ、此ノ點ハ改善サレルコト思フノデ

アリマスガ、勿論ソレ等ノ人々が從來ノヤ  
ウナ粗製濫造ニハナラナクナリ、又登錄ニ  
依ツテ責任感ヲ發生スルデアリマセウケレ  
ドモ、私ノ文部大臣ニ御伺致シクイコトハ、  
更ニモット積極的ニ、是等ノ監督トカ、俳  
優トカ、「カメラマン」等ノ人々ノ地位ヲ向  
上セシメテ、社會的文化ニ貢獻セシメル

ヤウナ途ヲ開ク方法ニ付デアリマス、即チ文部大臣ノ名ニ於テ是等ノ人々ヲ表彰サレルコトモ一ツデアリマス、併シナガラ又既ニ我國ニ於テハ、先般文化賞ガ出來テ、文化ニ貢獻シタ人々ニハ斯ノ如キ國家ノ表

彰ガ行ハレテ居ル、又文藝人ノ中ニハ、帝國藝術院ニ入ツテ勅任待遇ヲ受ケテ居ルト此ノ一番大切ナ役割ヲ果シテ居ル監督、俳優、「カメラマン」等ノ地位ヲ社會的ニ引上げテヤルト云フコトガ、映畫ノ本質ヲ向上セシムル上ノ具體策トシテ大切デハナイカト存ジマスガ、之ニ付テノ御意見ヲ伺ヒ、同時ニ只今ノヤウナ具體的ナ方法ニ付テ、何

ウ云フ御議論ガ出ルノデアリマスガ、現在ノ状態ニ於テ、直チニ之ニ或ハ名譽ノ地位ヲ與ヘルト云フヤウナコト、サウ云フコトカラ將來ニ對シテ十分映畫ノ效果ヲ大ナラシメルコトノ必要ハ感じテ居リマスカラ、之ニ對シテハ、或ハ此ノ間カラモ御議論ガアリマシタガ、學校ノヤウナモノヲ作ツテ其ノ素質ノ向上ヲ圖リ、眞チニ社會教育若クハ社會事業ノ一ツトシテ活躍シ得ルダケニ向上セシメルコトガ必要デハアルマイカ、サウ云フヤウナコト相俟ツテ、只今ノコトヲ考慮スル必要ガアルノデハナイカ、又此ノ間モ御話ガアツテ傾聽致シタノデアリマスガ、是等ノ人々ニハ特殊ナ生活狀態ガアリ、特殊ナ氣分ガアリ、氣合ガアルコトハ、藝術家ニ於テ窺ハレル所デアリマセウ、アルト云フコトモ至極御尤デアルト思フノナコトデ世間ガ考ヘマスト、是亦間違ヒデアリマス、サウ云フヤウナコトヲ考ヘテ、ドウ云フコトガ是等ノ人々ガ一番能ク活動シ得ル途デアルカト云フコトヲ別ニ考ヘテ、只今ノヤウナコトヲスルコトガ必要デハナカ、何レニシテキ是ノ活動及ビ將來ノ總テノ此ノ方面ノ向上ニ對スルコトシテハ、

ウ云フ御議論ガ出ルノデアリマスガ、現在ノ状態ニ於テ、直チニ之ニ或ハ名譽ノ地位ヲ與ヘルトカ、或ハ之ニ對シテ特殊ノ表彰ヲスルト云フヤウナコト、サウ云フコトカラ將來ニ對シテ十分映畫ノ效果ヲ大ナラシメルコトノ必要ハ感シテ居リマスカラ、之ニ對シテハ、或ハ此ノ間カラモ御議論ガアリマシタガ、學校ノヤウナモノヲ作ツテ其ノ素質ノ向上ヲ圖リ、眞チニ社會教育若クハ社會事業ノ一ツトシテ活躍シ得ルダケニ

之ニ携ハル人々ノ取扱ニ付テハ十分ニ著慮  
ヲシテ、今御述べニナツタヤウニ、進ンデ其  
ノ任ニ自ラ當ルト云フヤウナコトニスルコ  
トガ必要デアルト考ヘテ居リマス

○星島委員長 一寸鶴見君ノ御質問ニ關聯シテ御尋シタイト思フノデアリマスガ、先程内務當局ト外務當局トノ間ニ於テ、密接ナル連絡ヲ取ツテ檢閲ヲスルト云フ御答アツタノデアリマスガ、現在モソレハヤツテ居ラレルコトト思フノデアリマスガ、檢閲ニ關シテ、私ハ外務當局ニ殊ニ御伺シタイト思フノデスガ、先づ輸入ノ爲ニ稅關デ受ケ、又輸出ノ場合ニ外務省ニ於テ檢閲ヲ受ケルト云フ、實ニ不統制ナノデアリマスガ、現在ノ機構連絡、或ハ今後檢閲ニ付テ統制アリ、且ツ殊ニ外務當局ガ輸出映畫ニ關シテ檢閲官トシテ入ラレテ、サウシテ發

言權ガアルヤウニサルベキデアラウト思フ  
ノデアリマスガ、サウ云フコトニ付テノ、

内務竝外務當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○木戸國務大臣　只今ノ輸出映畫ノ點ニ付

キマシテハ、外務省ト密接ナル連絡ヲ取リ

マシテ仕事ヲシテ行ク積リデアリマス、其

ノ點ハ全然御同感デアリマスガ、所謂檢閱

官トシテ一つノ仕事ヲ持ツテヤルコトニナ

リマスカ、或ハソコニ參加シテ意見ヲ述べ

ルト云フ程度ニナリマスカ、其ノ點ハ未ダ

政府トシテモ關係當局ニ於テ打合セラシテ

居ラスト存ジマス、隨ヒマシテ其ノ點ハ十

分考慮シテ、今後對處シテ行キタイト存ジ

マス

○清水政府委員　只今内務大臣カラ御答辯

ガアリマシタガ、外務當局トシテモ其ノ點

希望シテ居リマスガ、何レ内務當局ト能ク

協議致シマシテ、内務當局ト相談ノ上デ決

定致ジタイト存ジマス

○星島委員長 尚ホ檢閱機關ノ統制ヲサレ

ルヤウニ希望ヲ申上げテ置キマス——次ニ

赤松君ニ關聯質問ヲ許シマス

○赤松委員 檢閱制度ニ付テ關聯質問ヲ致

シマスガ、檢閱ノ今マデ「シナリオ」ノ檢閱ト

「ファイル」ノ檢閱、即チ事前檢閱ト事後檢

閱ト「ツアリマスガ、事前檢閱ヲ或ル人ガ

ヤル、サウシテ是ガ「シナリオ」ニナル、ソ

レヲ事後檢閱ハ他ノ人ガヤルト云フコトニ

今マデナツテ居ルサウナノデアリマス、是

ハ初メ臺本ノ檢閱ヲシマス際ニ、隨分割ラ

レテ、サウシテ「ファイル」ヲ作ツタラ又他

ノ人ガ來テウント削ラレルト云フヤウナコ

トハ、甚ダ良イ映畫ヲ作ル上ニ於テ困ルコ

トデアツテ、是ハドウシテモ檢閱ト云フモ

ノハ一元的ニ、或ル機關ヲ以テスル、サウシ

テ臺本デ初メ檢閱ヲ受ケル場合ニ於テモ、

其ノ臺本ヲ通ジテ、是ハドウ云フ映畫ガ生

レルノダト云フコトヲ、其ノ檢閱官ノ「セン

ス」ニ依ツテ大體想像シテ、ソレガ良キ映畫

ニナツテ「ファイル」ニナツタ場合ニ、初メ

檢閱官ノ想像シタ其ノ範圍ヨリモ非常ニ違

ツタモノデアルナラバ、是ハ削ラナケレバ

ナラスガ、大體ニ於テ其ノ通りデアルト云

フコトデアレバ、ソレヲ「パス」スルト云フ

ヤウニシテ、事前檢閱ト事後檢閱ヲ同一ノ

機關ニシテ一元的ニスルコトガ私ハ妥當ダ

ト思フノデアリマス、サウ云フヤウナ御方

針ヲ將來御執リニナツカラ宜イト思フノデ

モ考ヘテ居リマセヌ、ソレ等ハ十分調和ヲ

取りマシテ、要スルニ事前檢閱ト云フコト

ヲ設ケマシタコトガ、一層業界ヲシテ仕事

ノ上ニ困難ヲサセルト云フヤウナコトハ一

シテ事前檢閱ト云フモノヨリ效果的ニシ

檢閱致シマシテ——既ニ上映ノ廣告ヲ出シ

テ居ルト云フヤウナコトデアリマスカラ、

無理モシナケレバナラヌ、又ソンナヤウナ

状況デアリマスカラ、自然其ノ映畫其ノモ

ノモ非常ニ價値ノ低イモノガ多イノデアリ

マス、隨ヒマシテ今後ハ事前檢閱ヲ致シマ

スト云フコトハ、要スルニ只今御話ノヤウ

ナ文化的ノ價値其ノ他ニ付テノ檢閱ヲ致シ

マスト共ニ、大體ニ於キマシテ不都合ナ點

トシテ、鶴見サンノ意見ノ中ニモ東亞新秩序

ノ新シイ良イ映畫ヲ作ラナケレバナラヌト

バナラヌト云フ點デアリマスガ、其ノ一點

地位カラ、之ヲ非常ニ優遇シ保護シナケレ

マス、鶴見サンノ意見ノ中ニモ東亞新秩序

ノ新シイ良イ映畫ヲ作ラナケレバナラヌト

云フコトデアリマスガ、今日ノ所謂映畫監

督ガ支那モ知ラナイ、滿洲モ知ラナイ、極

度視野ガ狭イト云フ教養ノ狀態ニ於テ、

東亞新秩序建設ノ立派ナ映畫ヲ作ルト云フ

コトハ無理デス、ソレハドウシテモ私ハ良

イテアリマシタコトガ、其ノ動作ノ上ニ於

テ極端デアリマス場合ニ之ヲ「カット」スル

ト云フヤウナコトハ、是ハアルマイト思ヒ

マスガ、大體ハ其ノ方針ニ依リマシテ、事前

検閱ヲ經マシタモノガ筋書カラ色々ノ點ヲ

イノデアリマシテ、色々ナ註文ヲ出シテ

モ、現在ノヤウナ狀態デハ私ハ註文ガ餘リ

酷テアルト思ヒマスルガ、殊ニ「コンマ・

シャリズム」ニ支配サレテ居ル所ノ今日ノ

映畫企業家ノ下ニ於テハ、逆モヤウ云フ風

ナ監督自身ガ色々ナ教養ヲ高メルヤウナ保

證マデ與ヘルコトハ困難デアリマスカラ、

斯ウ云フ機會ニ政府ノ方デ、將來ノ日本ノ

映畫ト云フモノノ分野ガ、東亞ノ協同體ノ方

○赤松委員　今ノ内務大臣ノ御説明デ能ク

諒承シマシタ、文部大臣ニ今ノ鶴見サンカ

ラノ件ニ付テ一寸關聯質問ヲシタイト思ヒ

マス、今ノ映畫ニ關係シテ居ル者ノ文化的

地位カラ、之ヲ非常ニ優遇シ保護シナケレ

マス、鶴見サンノ意見ノ中ニモ東亞新秩序

ノ新シイ良イ映畫ヲ作ラナケレバナラヌト

云フコトデアリマスガ、今日ノ所謂映畫監

督ガ支那モ知ラナイ、滿洲モ知ラナイ、極

度視野ガ狭イト云フ教養ノ狀態ニ於テ、

東亞新秩序建設ノ立派ナ映畫ヲ作ルト云フ

コトハ無理デス、ソレハドウシテモ私ハ良

イテアリマシタコトガ、其ノ動作ノ上ニ於

テ極端デアリマス場合ニ之ヲ「カット」スル

ト云フヤウナコトハ、是ハアルマイト思ヒ

マスガ、大體ハ其ノ方針ニ依リマシテ、事前

検閱ヲ經マシタモノガ筋書カラ色々ノ點ヲ

イノデアリマシテ、色々ナ註文ヲ出シテ

モ、現在ノヤウナ狀態デハ私ハ註文ガ餘リ

酷テアルト思ヒマスルガ、殊ニ「コンマ・

シャリズム」ニ支配サレテ居ル所ノ今日ノ

映畫企業家ノ下ニ於テハ、逆モヤウ云フ風

ナ監督自身ガ色々ナ教養ヲ高メルヤウナ保

證マデ與ヘルコトハ困難デアリマスカラ、

斯ウ云フ機會ニ政府ノ方デ、將來ノ日本ノ

映畫ト云フモノノ分野ガ、東亞ノ協同體ノ方

テモ日本人ガ見テモ有效デアルト云フヤウ  
ナモノヲ作ルガ爲ニハ、ヤハリ映畫ノ監督  
ノ優秀ナ連中位ハ、一つ政府ノ費用デ大陸ノ  
見學位ハサセテ、サウシテ得タ所ノ見聞ニ  
依ツテ映畫ニ非常ナ影響ヲ與ヘルナラバ、  
映畫ガ一般大衆ニ與ヘル影響ハ重大ナルモ  
ノガアルノデアリマスカラ、其ノ位ノ優遇  
ハ當然シテ宜イノデヤナイカ、其ノ程度ノ  
コトヲシナケレバ折角良イ優秀ナ映畫ヲ作  
ラウト云ツタ所ガ、法文ダケ作ツテ魂ガ入  
ラヌト云フコトニナルノデアリマスカラ、  
差當リ色々ナ方法ガアリマセウケレドモ、  
一つ映畫監督位ハ大陸ノ知識位ヲ十分ニ吸  
收サセテヤルト云フヤウナ御方針ヲ御執リ  
ニナツタラ宜イト思ヒマスガ、文部大臣如  
何デゴザイマスカ

○荒木國務大臣 優遇ト申シマスカ、指導  
ト申シマスカ、今ノヤウナ優秀ナル國策的  
映畫ヲ作ル爲ニハ、ソレ位ノコトヲ考ヘテ  
ケレバナラヌト思ヒマス、其ノ他澤山色々  
トアラウト思ヒマスルガ、大陸ヲ見ルト云  
フヤウナ場合ニ對シテノコトハ、一つ研究  
モシテ、出來得ルナラバサウ云フコトニヤ  
ルヤウニ導イテ參リタイト思ヒマス

○星島委員長 本日ハ此ノ程度デ終リマシ  
テ、出來マスレバ明日モ午後續行シタイト

午後零時三十五分散會

委員長ハ考ヘテ居リマスケレドモ、中々部  
室ガナイノト、速記ガ足ラナイノデ、十分  
ニ御希望ニ副ハヌト思ヒマス、又明日ハ内  
務大臣ノ御出席ガ出來ナイト申出ガアリマ  
シタガ、外務大臣其ノ他ノ當局ニ期待シテ  
居リマスガ、若シ出來マシタナラバ續行シ  
タイト思ヒマスカラ、公報ヲ以テ御知ラセ  
致シマス、本日ハ之ヲ以テ散會致シマス

昭和十四年三月十三日印刷

昭和十四年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局